

政策文書に見る GHQ/SCAP 民間情報教育局の図書館政策

生涯教育計画コース 根 本 彰
三 浦 太 郎
中 村 百 合 子
古 賀 崇

Library Policies of the Civil Information and Education Division, GHQ/SCAP in Japan, 1945-1952
; an Analysis of the Policy Statements

Akira NEMOTO, Taro MIURA, Yuriko NAKAMURA and Takashi KOGA

12 policy statements, in which 4 are during the former, 3 during the middle, 5 during the later Occupation Period (1945-1952) in Japan, are analyzed to investigate the course of library policies at the Education Division of the Civil Information and Education Section (CIE), General Headquarters, Supreme Commander of the Allied Powers (GHQ/SCAP). In result we indicate that the national plan with public libraries made by P. O. Keeney was not taken over by his successors after his dismissal in April 1947, and that important library policies were begun by those except the libraries officers. And we consider that there was a concept of library developments among those of the CIE but there was no single continuing policy with the library.

目 次

- I. はじめに（根本彰）
- II. 占領前期における図書館政策（三浦太郎）
- III. 占領中期における図書館政策（中村百合子）
- IV. 占領後期における図書館政策（古賀崇）
- V. CIEにおける図書館政策の位置づけ（根本彰）

I. はじめに

占領期教育改革についての研究は、日本側資料の分析を中心とした1960年代70年代前半から、GHQ/SCAP 文書が公開されて占領軍関係の一次資料が入手できるようになった1980年代を経て、段階的に進展している。一方、占領期の図書館政策の研究は第1期には教育改革研究と連動しながら研究成果が上げられたが、その後十分な進展を見せていない。筆者らのグループは文部省科学研究費の援助を受けて、先行研究を整理し、新たに利用可能になった資料を収集しているところである¹⁾。

本研究は、SCAP の民間情報教育局（以下、CIE）の

一次資料やトレーナー文書その他教育改革に携わった人々の個人文書にある CIE の教育政策を示す文書のなかで、とくに図書館政策について言及した重要なものを取り上げて、その性格、執筆者、そこに描かれる図書館政策についての認識等を分析することによって、CIE の図書館政策の全容を把握しようとするものである。

取り上げた文書は次の12点である。正式のタイトルについては、Ⅱ章以降で注記してある。

- 1 日本の教育（1946 2）
- 2 米国対日教育使節団報告書（1946 4）
- 3 日本のための統合的図書館サービス（1946 4）
- 4 新日本の教育（幻の報告書）（1947 5）
- 5 新日本の教育（公式報告書）（1948 5）
- 6 図書館：目標と達成指標（1949 1?）
- 7 1949年に向けての教育課の計画（1949 1?）
- 8 米国対日教育使節団報告書の観点から見た日本教育の発展（1950 8）
- 9 第二次教育使節団報告書（1950 9）
- 10 1951年1月までの日本教育の進展（1951 1）

- 11 GHQ 日本占領史：教育（1951）
 12 戦後における日本教育の発展（1952.4）

このうち、教育政策を評価するために重要と考えられるのは、日本の戦後教育改革のバイブルと呼ばれた2の『第一次米国教育使節団報告書』、CIE自らの教育改革の中間報告である5の『新日本の教育』、そして占領末期に2に照らして占領期の教育改革をCIE自ら評価した8の『日本教育の発展』の3点である。これらを中心として、CIEの政策文書のなかに図書館政策がどのように位置づけられているのかを明らかにするのが本稿の主要な課題である。また同時に、図書館担当官（Libraries Officer）としてCIE教育課で活動した人たちの計画書・報告書である3、6、7を織りませて記述することにしたい。

このように図書館政策全般から切り離して、CIEの政策のみに焦点を当てる方法をとる理由として、第一に、日本側の資料に基づいた研究が先行して進んでいるので未解明のCIEの政策自体を取り上げることに意義があることがあげられる。第二に、図書館政策は戦前期には低い位置づけしか与えられていないものであったが、この時期に民主化政策の有力な手段の一つとしてアメリカから導入されたものと考えられるからである。すなわち、図書館政策の担い手として文部省や日本図書館協会などに増してCIEの役割が大きかったと考えられるからである。

本研究は、占領期を3つの時期に分けて、それぞれの時期に現れた文書を分析する。これは、唯一といってよい先行研究である『図書館法成立史資料』の解説でとられた歴史的視点とほぼ重なっている²¹。

占領前期とは、第一次対日米国教育使節団が来日して報告書を発表し基調となる教育改革プランを示してから、それに基づいて日本側で教育基本法、学校教育法という新しい教育体制の基本的制度を作り出す、1947年春までである。教育改革の基本的な政策が固まる時期である。この時期、図書館政策としては初代担当官キーニー（Phillip O. Keeney）の時代である。

占領中期は、初期に決定された基本方針を受けて、新しい学校制度が始まり、また教育行政（教育委員会法）、社会教育（社会教育法）、教員養成（教育職員免許法）など教育制度全般で新しい体制がスタートした時期で、1949年の春頃までである。図書館政策としては国立国会図書館法の成立、学校図書館の手引きの編集発行といった実質的な成果があった時期である。この時期の図書館担当は、専任の第2代バーネット（Paul J.

Burnette）であったが、キーニー退任後の一時期成人教育担当との兼任でネルソン（John M. Nelson）も担当した。

占領後期は、第三次吉田内閣が始まり、日本の経済・財政の再編成へと占領政策が転換していくとともに占領政策のフォローアップと評価を行った締めくくりの時期である。教育政策のフォローアップとしては、中期から引き継いで新しい教育体制の担い手の養成プログラムとして、文部省とCIEの共催による教育職員専門講習（IFEL）が実施されている。また、図書館法（1950）や博物館法（1951）もフォローアップの政策と考えられる。教育政策の評価としては第二次教育使節団を迎える準備のためにCIEによって用意された教育改革の自己評価報告書、第二次教育使節団報告書、SCAPの民間史料局による占領史の評価報告書などが作成されている。なお、第3代フェアウェザー（Jane Fairweather）が短期間図書館担当となり、その後ネルソンが再度兼任したが、1950年8月以降の時期には図書館担当官は不在であった。

II. 占領前期における図書館政策

A. 占領開始以前

米国では、戦時中の1942年8月から国務省の特別調査部（Division of Special Research）に極東班が設置され、日本の戦後処理策について分析が進められていた。ここでの分析は、1943年10月以降には部局間極東地域委員会（Inter-Divisional Area Committee on the Far East: FEAC）での事務的な協議に回され、翌1944年1月からは戦後計画委員会（Post-War Programs Committee: PWC）において政治的な検討を経ることになった。一方で、陸軍省には1943年3月に民事部（Civil Affairs Division: CAD）が設置され、占領下の軍政に関する検討が行われた。1944年12月に国務・陸軍・海軍三省調整委員会（State-War-Navy Coordinate Committee: SWNCC）が創設されると、ここでの決定が米国対日基本政策文書となつた²²。

PWC文書やSWNCC文書からは、米側が民主主義理念の伝達・普及を重視しており、そのためのメディアとして新聞・雑誌やラジオ、映画の活用を図っていたことが分かる。例えば、1944年5月に記されたPWC-108b「日本一日本に関する米国の戦後目的」には“出版、ラジオ、映画、学校を通じて民主主義的な考えを奨励する”ことが明記されている²³。こうした考え方と図書館とは親和的であったと思われるが、占領開始前の時期に「図書

館」の政策について本格的に議論したあとは見られない。

図書館に関する言及を行った数少ない文書のひとつとして、1944年6月23日にCADから刊行された『民事ハンドブック—日本・第15項 教育 (Civil Affairs Handbook on Japan: Section 15: Education)』がある。民事ハンドブックは、CADが戦略局 (Office of Strategic Services: OSS) や戦時情報局 (Office of War Information: OWI) の協力を得て、占領地域の基礎知識を得る目的で刊行した実態調査報告書である。同じ年の3月に極東通のガリック (Frances A. Gulick) 女史によって書かれた OSS 報告書『日本の行政・文部省』を下地にしている⁵³。構成は、第1章「文部省の活動の重要性」、第2章「行政組織」、および付録からなっている。図書館への言及は以下の箇所である⁵⁴。

- ・教科書 (第1章E「宣伝機関 (Propaganda Facilities) の統制」第1項)

“図書館は文部省の管轄下にある。文部省は一般の人びと (Japanese public in general) 向けに推薦する本を指定し、そうした本のリストを作成した。また、そのリストには各年齢層の生徒に合わせて読書を禁止する本も記載されている。”

図書館が政策的な観点から議論されるのは、占領が始まつて以降のことになる。

B. 『日本の教育』

日本のポツダム宣言受諾からひと月を経た1945年9月22日、米太平洋陸軍総司令部 (GHQ/USAFPAC) に民間情報教育局 (CIE) が創設され、翌10月2日に連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP) が設置されることとともに、CIEはGHQ/SCAPの幕僚部 (Special Staff Section) の一部局となった。その主要な任務は、(1)民主思想の普及、(2)国家主義の排除、(3)日本の諸教育機関との提携、(4)最高司令官の教育方針の実施に必要な計画策定および情報収集であり、それ以外に、美術品や古器物のほか図書館や博物館など文化的な施設の保護・保存について最高司令官に勧告する責任も有した⁵⁵。

CIEでは発足直後の9月下旬の時点から、文部省側との協力のもとで教育使節団の招聘が計画された。これは、日本の教育改革を進める上で、力量の不足するCIEスタッフを補佐する優れた教育専門家の必要性を、CIEと文部省の双方が認識したためと考えられている⁵⁶。10月中旬にCIE局員のホール (Robert K. Hall) が使節団員候補者18名のリストを作成し、最終的には28名の候補者を記した第4次案が12月31日に最高司令官マッカーサーの承認を得ることになった。

他方、米国においても1945年10月に、SWNCCの下部委員会であった極東小委員会 (Subcommittee for the Far East: SFE) が政策文書「日本の教育—結論」の中で日本への教育使節団派遣を勧告しており、これを受けた米国務省において使節団派遣が検討されている最中であった。1946年1月5日に、GHQ/SCAPが米陸軍省に宛てて使節団員の派遣を要請した第4次案の内容がニューヨーク・タイムズ紙に報道されると、一時的な混乱が起きたが、最終的にはSWNCCにおける合意事項に基づき、改めて国務省が教育使節団派遣に関する一切の責任を負うことと決まった⁵⁷。その後、図書館界を含めて各界から候補者の要望が相次ぎ、ボールス (Gordon T. Bowles) を中心に使節団編成が進められた結果、2月18日に最終名簿が公表された。使節団一行はワシントン、ハワイ、グアムで予備会議を重ねたのち、3月5日に来日した。

この間、CIE側でも教育使節団来日に向けた準備が進められており、1945年11月12日に「教育使節団のための小冊子」の作成準備が始められた。翌1946年1月8日にはCIE教育課において「日本の教育制度の管理と統制—試案パンフ」が作成され、これを補足・改訂するかたちで2月15日に『日本の教育 (Education in Japan)』が刊行された。この小冊子は使節団員たちの情報の手引書として編纂されたものである⁵⁸。

『日本の教育』は2部から構成されている⁵⁹。

第1部 日本の教育制度 (1945年8月15日以前)

- (1)日本教育の歴史、(2)教育制度の管理、(3)学校制度、(4)教育財政、(5)教員、(6)学校における神道、(7)教科書、(8)体育教育、(9)学校の視察・監督、(10)特別な教育手段、(11)女子教育、(12)成人教育、(13)私立学校、(14)文官とその官位制度、(15)教育改革運動、(16)戦時下の教育改革

第2部 連合国の日本教育管理

- (1)連合国最高司令官総司令部の組織、(2)文部省の現行組織、(3)文部省による自主改革、(4)教育基本政策、(5)基本政策の実施、(6)教育指令の実行、(7)米国教育使節団

『日本の教育』における図書館への言及は、以下の3か所である。

- ・図書館 (第1部(7)「教科書」第6項)

“図書館は文部省の管轄下にある。文部省は一般の人びと向けに推薦する本を指定し、その図書のリストを作成した。また、そのリストには各年齢層の生徒に合わせて読書を禁止する本も記載されている。”

これはII. Aに述べた民事ハンドブックにおける記述とまったく同じである。

- ・CIE図書館 (第2部(5)「基本政策の実施」2.「民

主化」第2項「教員の再教育」第m節)

“CIE図書館は情報普及課の一部門として、1945年11月15日に設立された。この図書館は、日本の文筆家・学者・官僚・政治家・諸団体ならびに一般人を対象に、国際関係や第2次世界大戦についての参考資料や書物を提供し、米国の慣習・法律・社会・政治機構に根ざす活動や政策の実体を知らせようとするものである。

施設の規模が限られていることでもあって、目下のところ積極的な広報活動は行っていない。それにもかかわらず、各界の人びとがこれまでにCIE図書館を利用している。利用者には、教員、大学教授、新聞および雑誌の記者、出版業者、政府職員、ならびに各種団体・機関の役員が挙げられる。”

CIE図書館は、1945年11月15日に東京千代田区の放送会館108号室において、主にCIE関係者を対象に開館したのが始まりであり、翌1946年3月にはこれが日比谷の日東紅茶の喫茶室へと移転し、日本人にも開放された。同年10月以降、CIE図書館は京都や名古屋をはじめ都市部に開設され、占領末期までに全国に23館が開かれている¹⁰⁾。最初に設置されたCIE図書館の初代館長は、一時帰国のうちに第3代図書館担当官に就任するバーネット(Paul J. Burnette)である。CIE図書館を運営する中心にいた彼が『日本の教育』のこの節を執筆した可能性は高いと思われるが、史的確証は得られていない。

・社会教育(第2部(5)2. 第10項)

“文部省は、1945年11月初旬の各地方長官宛の文書の中で、新しい社会教育計画を発表した。(中略) 各学校長が召集され、学校施設・図書館・人材を利用して社会教育を行い、また知識の増進、文化の向上、女性教育および家庭教育のための特別講座を行うよう指示があった。”

文部省が社会教育の推進のために図書館の活用を考えていたことが紹介されている。

なお、初代図書館担当官の任に就くキーニー(Philip O. Keeney)は、『日本の教育』の作成が準備されていたこの段階では、まだ民政局(Government Section: GS)にいると考えられ¹¹⁾、彼がこの小冊子の執筆に関与した可能性は低いと思われる。

C. 『米国対日教育使節団報告書』

1. 報告書の内容

CIE教育課では、『日本の教育』が刊行されるのと同じ1946年2月15日に、教育課員を4つの委員会に割り当て、使節団員に対して特定分野に関する日本の状況を説明する体制を整え始めた。このうち第4委員会「日本の復興における高等教育」の検討事項に「図書館」も取り

上げられ、その担当はクロフツ(Alfred Crofts)とキーニーであった¹²⁾。1月5日のニューヨーク・タイムズ紙の報道では、使節団の使命のひとつに、“日本における図書館、科学研究所、博物館の利用状況、研究者の自由について留意しつつ、高等教育の状況を調査すること”が挙げられており¹³⁾、この任務を受ける形で「図書館」が検討対象に据えられたものと考えられる。

1946年3月5日、教育使節団の一一行が来日した。彼らは3月10日に4つの委員会に割り当てられ、CIE教育課員から講義を受けたのち、20日から本格的な報告書作成作業に入った¹⁴⁾。使節団員は、CIE局員だけでなく日本側の人びとともに意見交換を行っている。すでに2月2日に、改革の自主性を尊重するGHQ/SCAPからの指示を受けて日本側教育家委員会が発足していたが、彼らと使節団員との間に会合がもたれたのである。特に国語国字問題では、CIEのホール(Robert K. Hall)を中心に強硬な主張のあったローマ字の国字化に教育家委員会が反対し、最終報告書において文言を緩和させることに成功したと考えられている¹⁵⁾。

各委員会で作成された草案をもとに最終的な使節団報告書の文面が定まったのは、1946年3月30日のことであった。報告書が最高司令官マッカーサーのもとに提出されるとともに、4月1日をもってボールスを除く使節団員はみな帰国の途についた。4月7日、マッカーサーの声明を付し、使節団報告書は公表された。以下に報告書全6章で主張されている事柄を要約する¹⁶⁾。

(1)日本教育の方向および内容…分権的教育制度の採用、教科書における客觀性の重視、職業的実験の重視

(2)言語改革…国民生活へのローマ字の導入

(3)初等および中等段階の教育行政…文部省による中央集権化の是正、六・三・三制の採用、私立学校の自由

(4)教育活動と教師教育…個性の発展の重視、師範学校の改革

(5)成人教育…公共図書館の重視、文部省における成人教育行政の活性化

(6)高等教育…カリキュラムの自由化、大学の増設、女子教育、図書館や研究所の拡張

このうち第5章「成人教育」では「公共図書館」の項が立てられ、図書館に関する多くの言及がなされている。ここでは大きく分けて次の5点が論じられている。

(a)公共図書館の意義…(民主主義)思想の普及を助長する公的機関、あらゆる者の自由な利用が可能、論争的な問題について多くの観点から資料を所蔵

(b)無料制による維持…戦前の日本で採っていた有料

制を批判的に言及

- (c) 公共図書館制度の提唱…文部省に公共図書館サービスの管理官を設置、管理官は図書目録や書誌を整備、学校への分館設置などを通じて遠隔地へのサービスも実施
- (d) 東京都に実験的な中央図書館を設置
- (e) 児童文献の充実

民主主義的な思想の普及機関として図書館の位置付けが明確にされている点(a)が、まず注目される。すでに占領開始以前から、米側では新聞や雑誌などのメディアを通した思想の普及が論じられていたが、図書館もまたそうしたメディアと同様な視点でとらえられている。

また、無料公開性の原則は米国では広く支持される考え方であったが、日本では入館や貸出に際して料金を徴収することを是とする風潮にあった。“図書を調べたり、あるいは貸出をするについても料金を課してはならない。費用は政府が負担すべきである”として、報告書では税金による無料公共図書館の運営を強調している。

この項の執筆者と(a), (c), (e)に関しては後述する。

次に第6章「高等教育」の章であるが、「大学図書館」の項が立てられ、図書館に関する言及がなされている。そこでは、大きく分けて4点が論じられている。

- (i) 大学図書館の意義…あらゆる研究および学生の成長にとって不可欠
- (ii) 総合目録の編纂…各大学の蔵書を整理し総合目録を編纂、全国書誌の基盤
- (iii) 図書館間相互貸借制度の導入
- (iv) 図書館学校の設立…専門的職員の養成、充実した施設設備を有する大学に付設

記述の分量では(ii)の総合目録作成の提言に重きが置かれている。各大学ごとに整理された総合目録を中央機関の目録へ統合することが望ましいと述べられ、これによって全国書誌の基盤ができることで研究の進展につながる旨が主張されている。

この項の執筆者については後述する。

なお、第4章「教育活動と教師教育」の中の「優れた教育活動の特徴」の項に、学校図書館についての若干の言及がある。そこでは、教育活動の望ましい実践にとって“実験室、図書館、体育館、運動場、特別教室”的備が必要であると述べられている。また、この項では、子どもに教育機会を提供する学校外施設のひとつとして図書館を挙げている。

2. 報告書「図書館」の項の執筆者

a. 公共図書館

『米国対日教育使節団報告書』の第5章「成人教育」はウッドワード(Emily Woodward)女史が記したことが分かっている。これは、すでに鈴木英一が『戦後教育改革資料6』の中で指摘したように、使節団帰米後の1946年4月10日付けのストッダード(George D. Stoddard)使節団長からウッドワード宛ての手紙から知ることができる。ここには、“あなたの成人教育に関する適切な論文(modest paper on Adult Education)が、私たちグループの全面的な支持(complete support)を受けて、完全な一章となつたことをお知らせすることができ、私は非常に喜んでおります”と記されている¹⁷。

ウッドワードはジョージア州の教育局員を務め、1938年から44年にかけて、同州のニューディール成人教育計画・フォーラムズの責任者であった。1946年1月5日にニューヨーク・タイムズ紙が報道した、SCAPの要請による使節団員候補者名簿には名前が見えないが、国務省の人選の過程で成人教育の専門家として注目されたようであり、1月30日には候補者追加リストに載せられている¹⁸。

成人教育の章はもともと独立した章として考えられてはおらず、1946年3月16日に報告書起草特別委員会が作成した「報告書大綱案」の章立てには入っていない。ウッドワードは第2委員会「教員養成・教授法」に所属したが、第3委員会「一般行政」の委員会報告書「米国対日教育使節団第3委員会報告書—日本における初等・中等段階の教育行政」が作成された際に、彼女が書いたと思われる「成人教育(Adult Education)」が取り入れられている。成人教育が独立した章となるのは、3月28日以降のストッダードとボルースによる最終的な調整段階のことであったと考えられている¹⁹。

ウッドワードがどれだけ図書館に関する専門的な知識を有したかは明らかでない。成人教育の章において図書館の重要性が指摘されているのは、ALAの働きかけで使節団に参加し、第1委員会「教育課程・教科書」に所属したカーノフスキイの影響によるものと考えるのが妥当と思われる²⁰。これは、上述した内容(a)における、公共図書館に“論争的な問題について多くの観点から資料を所蔵”すべきとする主張から窺い知ることができる。すなわち、来日以前、1944年から翌45年にかけてカーノフスキイはALAの知的自由委員会(Intellectual Freedom Committee)第2代委員長に就任しており、図書選択の自由の重要性を主張していた²¹。

また、「公共図書館」の項の上述(e)においては、公共

図書館における児童文献の充実が主張されている。カーノフスキイは離日直前の3月30日に「贈り物委員会」の委員長に選ばれ、帰米後に日本の子どもたちに書物を送る計画の責任者となつた²²⁾。このことから、彼が敗戦直後の日本における児童書の欠乏に関心を抱いていたことが想定され、報告書の主張と合致している。また「公共図書館」の項では、ほかにも“国語改革が進めば多くの成人は読書人となり、読書への要求は疑いもなく倍増するであろう”と述べられており、使節団の言語特別委員会の見解に沿った見方がなされている。カーノフスキイは特別委員会のメンバーでこそなかったが、グアム予備会議の時点では言語改革を担当する予定であり²³⁾、この記述はそうした彼の関心を反映したものと考えられる。

さらに、1946年5月9日付けのウッドワードからカーノフスキイ宛ての手紙からも、カーノフスキイの影響を窺い知ることができる。手紙の最後でウッドワードは、“最終報告書の中で、図書館とフォーラム(Libraries and Forum)とはきわめて緊密に関連していることを指摘しておきます”と述べている²⁴⁾。ウッドワードは成人教育を行うための討論の場として「フォーラム」を重視していたが、これと並置させてわざわざ図書館に言及している点に、カーノフスキイへの敬意が読み取れる。

日本側教育家委員会に図書館関係者が含まれていなかつた²⁵⁾ことや、後述するキーニー・プランにおける提言とこの「公共図書館」の項とが内容的に一致していないことを考慮に入れると、「成人教育」の章はウッドワードの手になるとしても、その「公共図書館」の項の成立に関しては、カーノフスキイが下書きを記した可能性まで含めて、彼の影響が強くあったものと結論づけられる。

b. 大学図書館

一方、使節団報告書の第6章「高等教育」は、第4委員会「高等教育」の各委員によって分担執筆された。1946年3月12日に決められた分担事項では、コンプトン(Wilson M. Compton)委員長が「科学、技術」など、ホートン(Mildred M. Horton)が「女子教育」、ギルダースリーヴ(Virginia C. Gildersleeve)が「国際協力」、デフェラリー(Roy J. Deferrari)が「公立・私立の機関、財政的地位」など、スティーヴンス(David H. Stevens)が「個人の職業的地位と教員および学者の機会、学問の自由」などを担当している²⁶⁾。報告書にある「大学付属の図書館」の項に直接に関係するような項目は挙げられていない。

土持法一によれば、スティーヴンス文書の中に「高等教育」に関する報告書の草案の一部が含まれている²⁷⁾。この草案は、スティーヴンスが言語改革特別委員会の委員長であったカウンツ(George Counts)と協力してまとめたものであるが、注目されるのは、使節団報告書第6章の中の一項目「機会の多様性」にあたる提言を論じた中に、図書館への言及がなされている点である。“職業用の道具は、簡単に言えば実験室と図書館である。科学者にとっては器具や科学雑誌が必要であり、学者は手もとにある本や研究論文を必要とする”と述べられ、続けて“基本的な種類の知識を網羅する図書館”を設置する必要性と、手始めに“目録を作成”する必要のあることが述べられている²⁸⁾。

ここから、スティーヴンスが高等教育における図書館の役割に関心を抱いていた様子が窺える。根本彰によれば、スティーヴンスは1932年から1950年までロックフェラー財團の人文科学部長を務めるが、その縁でALAの国際関係特別委員会(International Relations Board: IRB)とつながりがあったと考えられる。IRBの下に設置された東洋・南太平洋図書館協力委員会(Library Cooperation with the Orient and South Pacific)の委員長であったブラウン(Charles H. Brown)が、1946年1月15日付けでALA事務局長のマイラム(Carl Milam)に宛てた手紙の中では、スティーヴンスが“図書館的な観点に同意”したことが記されている²⁹⁾。

使節団報告書第6章の「機会の多様性」の項には図書館への言及はない。そこで、スティーヴンスが記したと考えられるこの草案の図書館への言及を、報告書中の「大学付属の図書館」の項と比べると、前者は分量が少なく記述の具体性に欠けるほか、付属図書館を“職業用の道具”ととらえ、学者の立場から見た図書館像を示していることが分かる。「図書館」が独立した項目として取り上げられる過程で、ここでも図書館の専門家の助言があったのではないかろうか。ただし、その助言者がカーノフスキイであったかは微妙である。確かに、図書館に関心をもっていたスティーヴンスが、所属の委員会を超えてカーノフスキイと相談の機会をもった可能性はある。しかし、一方で、後述するように、この「大学付属の図書館」の項で論じられる事柄はキーニー・プランの提言でそのまま取り扱われており、CIEの第4委員会「日本の復興における高等教育」に所属したキーニーの意見がここで容れられた可能性もまた否定できない。

なお、第4章「教師活動と教師教育」の中の学校図書館への言及に関しては、該当箇所が第2委員会「教員養成・教授法」の報告書を編集したものであり、フリーマ

ン (Frank N. Freeman) とディーマー (George W. Diemer) によって起草され、ストッダード (George D. Stoddard), スミス (Thomas V. Smith), ヒルガード (Ernest R. Hilgard) の3人によって編集されたと考えられている³⁰¹。

D. キーニー・プラン

『米国対日教育使節団報告書』が公表された翌1946年4月8日、CIE教育課のキーニーから教育課長代理のファー (Edward H. Farr) に対して「日本のための統合的図書館サービス (Unified Library Service for Japan)」いわゆる「キーニー・プラン」³¹が提出された。これは、キーニー自身によれば、カーノフスキーや日本側図書館関係者との非公式の対話を踏まえて作成された報告書である³²。キーニー・プランはCIEから正式に公表されたものではないが、同46年8月には文部省社会教育局で翻訳されるなど、占領初期の図書館政策の指針ということができるので、ここに取り上げる。キーニー・プランは次の6つの項目に分けられている。

- (1)目的：(図書館の) 統合、文献共有、教育制度への組み込み、人びとへの図書館の公開
- (2)サービス単位：(ひとつもしくは複数の) 県を「地域」としてサービスの単位とする
- (3)組織と運営：市町村の公共図書館は「地域」図書館の分館として機能する、「地域」図書館は分館と資料の貸借を行う、国立図書館と「地域」図書館も資料貸借によって結びつく
- (4)総合目録：「地域」図書館が総合目録を作成、国立図書館は全国的な総合目録を作成
- (5)計画の実施に向けて：文部省が会議を主催、日本側の了承を得た上で実施方法を検討
- (6)会議後の活動：専門職員を確保するために図書館学校を設立、全国的な総合目録の作成に大学図書館も含める

キーニー・プランの最大の特色は、カリフォルニア州を範とした図書館システムを提案したことにある。日本全国をカリフォルニア州、県をカウンティに見立て、日本の国立図書館、県立図書館、市町村立図書館、さらには学校図書館、大学図書館までも統合しようとする構想であった³³。ここでいう統合とは、具体的には資料の貸借や目録カードのやり取りによる、図書館間相互の結びつきのことである。国立図書館は全国的な総合目録を完備し、「地域」図書館からの資料要求に応え、「地域」図書館もまた総合目録を備えて、市町村の図書館からの資料要求に応える。そして、あらゆる地域に住む人び

との資料への要求が満たされ、図書館が彼らの教育に資することができるとする考え方が現れている。こうした構想は、それ以前に作成された使節団報告書などには見られなかったものである。

使節団報告書の記述と比べると、先に触れたように第5章に挙げられた「公共図書館」の項とは異質の感がある。例えば、構想された図書館制度においてサービスの運営を誰が行うのかという点に関して、使節団報告書では、文部省に“公共図書館サービス管理官”を置くと述べられているのに対し、キーニー・プランでは“統合されたサービスの運営を行う事務局は、県または「地域」内の主要都市に置かれ、そこでは資格を有する図書館員を責任者とする”と論じられている。またキーニー・プランでは、会議を召集し、日本側の関係者に構想の理解を求めることが記され、上述(6)のように会議後の活動予定も示されているが、ここには使節団報告書で主張されていた、東京における実験図書館の設立に関する文書はいっさい存在していない。

一方、使節団報告書の第6章に挙げられた「大学図書館」の項における(ii)総合目録作成、(iii)図書館間相互貸借の実現、(iv)図書館学校の設立という論点は、キーニー・プランにおいても見られる。(ii)と(iv)に関しては、キーニー・プランの(6)に触れられているし、また(iii)については、上述のようにキーニーの考える統合とは資料貸借に基づく考えであるため、図書館間相互貸借の実現はプランの根幹を左右する事柄であった。

キーニーの構想した統一的な図書館制度の核は、資料貸借を円滑化するための枠組みづくりであり、それは中央購入機関 (Central Purchasing Agency) 構想に明らかとなる。これは、この機関において書籍や図書館で必要な文具を一括して購入するほか、目録編纂や資料の相互貸借の仲介などを行う考えであった。書籍などの共同購入を行う中央購入機関はすでに米国の大都市部で成功例があったが、これをカリフォルニア型の統合的システムと結びつけたところがキーニー独自の構想であった³⁴。キーニー帰国後に完成した『新日本の教育 (Education in the New Japan)』において、「図書館」を論じた中に、統合的なシステムと中央購入機関の構想がともに示されているのは、この「図書館」の章の執筆者がキーニーであることを示す証左と考えられる。(III. B. 1 参照)

E.まとめ

米国政府では日本占領開始前の時期から日本の諸侧面に関する調査が進められていたが、思想普及のメディア

としても、また教育機関としても図書館はほとんど注目されなかった。教育使節団来日に向けた準備過程において、ようやくCIEの中で高等教育の文脈の中に図書館の位置づけが問われ始める。しかし、おそらくはカーノフスキーの考えが反映されたためと考えられるが、使節団報告書において力が注がれたのは公共図書館であり、これが占領初期における図書館政策の中心となった。館種を超えて図書館の統合を目指したキーニーも、そのプランの中心には県立レベルの公共図書館を据えており、報告書の路線を踏襲することになった。

III. 占領中期における図書館政策

A. はじめに

占領中期にあたる1947年から1949年にかけては、教育基本法にはじまる各種教育改革法が制定されて新しい教育法制が確立し、新学制が実施される、占領期教育改革の中でも特に動きに満ちた時期である。この時期、図書館政策に関わっては、1947年5月の初代図書館担当官であったキーニー(Philip O. Keeney)の帰米が、転換期を導く。キーニーの帰米後は、社会教育の担当官であったネルソン(John M. Nelson)が、兼任で図書館を担当した。その後約5ヶ月を経て、1947年10月に初代CIE図書館長の経歴を持っていたバーネット(Paul J. Burnette)が、専任の第2代目図書館担当官に任命された。バーネットは、1949年3月の帰国まで約1年半その任にあった。

本章では、この時期の4つのCIE文書の中で図書館政策に関する部分の検討を行う。4つのCIE文書とは、1947年と1948年に編集された2編の『新日本の教育』と、1949年に向けての2編の計画文書である。このうち1947年の『新日本の教育』はキーニーが、他の3編はバーネットが書いたものと推測される。占領中期の主な図書館政策の流れは、この4つの文書の中にある程度読みとることができると思われる。

B. 二つの『新日本の教育』における図書館政策報告

『新日本の教育』は2編発見されている。ひとつは1947年の日付が入ったものだが、公式発表されなかった「幻の報告書」で、もうひとつは翌年1948年付の公式のCIE文書である。両編共に、これまでの占領期教育改革研究では、それほど大きく注目されてこなかった。しかし『新日本の教育』は、占領が2年から3年過ぎて、CIEが教育改革の進捗度を評価しようと試みて編集したものであり、占領期中期の報告書として重要と思われる為、ここ

に紹介する。

1.『新日本の教育1945.8.15から1947.5.3まで(Education in the New Japan, 15 August 1945 to 3 May 1947)』 (全272ページ)¹⁾

この1947.5.3付の『新日本の教育』は、後に1948.5付のものが公に発表された為に、日の目を見なかった「幻の報告書(Phantom Report)」と呼ばれるものである。『幻の報告書』は、CIE教育課長であったオア(Mark T. Orr)のリクエストにより、中等教育担当であったオズボーン(Monta L. Osborne)が編集したと言われている。²⁾

『幻の報告書』は三部構成で、論じられている項目は以下の様である。

- 第1部 日本の教育の歴史的背景
- 第2部 日本の教育システムの調査
小学校／中等学校／高等教育
- 第3部 日本の教育の再構築

政策と改革と実行／連絡と調査／教育の統制の分権化／学校システムの再編／新しい学校プログラム／教科書プログラム／教員の再オリエンテーションと再教育／高等教育の再編／女子教育の改革／職業教育と指導／体育教育と学校と大学における健康／青年運動と生徒の活動／成人教育プログラム／視聴覚教育／日本語の単純化／新日本の公共図書館

最後に見える「新日本の公共図書館」が、図書館に関する最もまとまった記述である。次の15の項目について、約6ページの報告がなされている。(しかし現在入手可能なものは、印刷不鮮明で判読不可能な部分もある。)

戦前から戦中の図書館／初期の図書館組織／初期の図書館訓練コース／図書館と公衆／図書館への入館／図書館改革／国の図書館法の改訂と図書館法／新しい日本図書館協会の組織／新しい図書館専門職の学校／中央図書館³⁾／無料公共図書館の運動／図書館会議／国会図書館／大学と私立図書館／公共図書館の友

『幻の報告書』の「新日本の公共図書館」の項で論じられているのは、戦前から占領初期までの日本の図書館に関する概説的な報告や理念的提言と合わせて、日本における統合的な図書館システムの建設を核として、公共図書館の無料化、図書館職(librarianship)の専門職化、専門職員養成の為の上野図書館付設の図書館学校(図

書館職員養成所) の設立、日本図書館協会の再編、図書館間協力の必要性、子供の為の図書館施設の充実、図書館の本の購入と分類や目録化などの作業の中央集中化といった、進行中の図書館改革である。しばしば日本人側の取り組みを強調しているように見える。例えば図書館法と日本図書館協会会則に関わっては、全ての図書館員が参加して自由な討議をすることを奨励し、「公共図書館の友」では、図書館員とその他の無料公共図書館に興味を持つ人々の熱意が、教育プログラムにおいて絶対的な役割を占める図書館システムを建築の兆しであるとしている。

『米国対日教育使節団報告書』との関わりでは、「無料公共図書館の運動」で、使節団が強調した、成人教育の手段としての公共図書館の重要性とあらゆる地域での図書館サービス提供の必要性について再度指摘している。続けて、各県の中央図書館と公民館に付設されるより小さな支部図書館から構成される図書館システムの構築について、説明を加えている。また「図書館改革」の項では、使節団が勧告したあらゆる分野の本や雑誌を収集・提供し無料で奉仕する図書館の概念を、日本人図書館員達が歓迎し、CIE の援助を得て、4 部からなる基礎的なプログラム (four-fold basic program)⁴ で構成される統合的図書館システムの計画を作り上げたとしている。

この様な記述の内容や順序は、1948年にキーニーが帰国後米国で *Far Eastern Survey* 誌に発表した『日本の公共図書館システムの再編 (Reorganization of the Japanese Public Library System)』⁵ と類似する。またキーニーの帰国は、「幻の報告書」の表紙に記されたと同じ1947年5月である。よって、「幻の報告書」の公共図書館に関する報告は、占領初期の図書館改革を、初代図書館担当官であったキーニー自身が帰国直前に振り返ってまとめたものと言えるだろう。キーニーは、「日本のための統合的図書館サービス」の計画が、自らと日本人図書館員達とによって作り上げられたところであると、図書館改革の進捗状況を理解していた⁶。キーニーは、改革はまさに今始められると考えていたのであろうが、解雇され帰国を余儀なくされてしまった。そして占領期図書館改革は転機を迎えることとなった。

学校教育の下にも、学校図書館について述べられた部分が 2 カ所ある。第 2 部「日本の教育システムの調査」の「国民学校 (小学校)」の「カリキュラム」の項では、小学校は大部分が“教科書学校 (‘textbook’ schools)” であったとした上で、図書館は実際存在していないかったと述べられている。また、同じく第 2 部の「中等教育」の「教科書と図書館と教育教材」の下でも、厳

しく言えば学校図書館は全く学校図書館と呼べるものではなく、“使われない本の集まり” “校長室か職員室に集められた埃” といったものであって、占領初期には、全ての生徒の利用の為の学校図書館という概念はほとんど存在せず、生徒が定期的に利用する形跡のない学校図書館も多いと述べられている。また、専任の専門家図書館員が存在しないといった問題点も指摘されている。

以上の「幻の報告書」の学校図書館に関する論述には、具体的な改革の方法論などは見られず、公共図書館の項がある程度具体的であるのとは異なっている。おそらくこれらはそれぞれ初等教育と中等教育の担当者によって書かれたのであろう⁷。「幻の報告書」には、学校図書館改革と図書館改革のつながりは見えない。しかし実際には、1947年2月から5月までの間、ALA の事務局にいたグラハム (Mae Graham) が学校図書館コンサルタント (Consultant for School Libraries) として来日し、キーニーやオズボーン、日本の教育者と共に学校図書館改革に着手していた⁸。

2. 『新日本の教育、1948.5. (Education in the New Japan, May 1948)』(全393ページ)⁹

『新日本の教育1945.8.15から1947.5.3まで』が作成されたにも関わらず、CIE 局長であったニュージェント (Donald R. Nugent) が、個人が公式政策文書を作成することに対し批判的であった為、CIE 高等教育顧問であったイールズ (Walter C. Eells) を責任者として、報告書作成の為の新しい委員会が設立され、再び公式版『新日本の教育』の編集が行われた¹⁰。序文によれば、まずそれぞれの部署が専門分野についての報告書を作成し、イールズが最終的に報告書として、それらをまとめるという方法で編集は進んだ。序文に、『新日本の教育』は、ポツダム宣言 (1945.7.26)、第一次米国教育教育使節団報告 (1946.3.30)、極東委員会指令 (1947.3.27)¹¹ に述べられた基本的な政策と目的の実現の度合いを示す為に書かれたとあり、米国の読者で日本の教育に興味を持つ人々の数を増やす必要があることを常に意識して作成されたと述べられている。つまり占領 2 年半時点での、米国向けの CIE の公式中間報告書であったのだと考えられる。英文で書かれていたものの、日本人に対しても公表された。

公式版『新日本の教育』の構成は、「幻の報告書」と大きな変化は無いが、教育関係法などを含む占領期の重要な文書を収めた付録の第 2 卷が新たに作成された。また公式の報告書としてより統一が取れており、写真も加えられている。第 1 卷の構成は次の様である。

第1部 日本の教育の歴史的背景

1. 日本の教育の歴史的背景

第2部 日本の教育システムの調査（占領以前）

2. 一般行政／3. 初等教育／4. 中等教育／5. 高等教育／6. 教育に関する特別な事項

第3部 日本の教育の再構築

7. SCAPの政策の発展／8. 一般行政／9. 新しい学校プログラム／10. 初等教育／11. 中等教育／12. 教科書プログラム／13. 高等教育／14. 教員教育／15. 女子教育／16. 職業教育／17. 体育教育／18. 成人教育／19. 視聴覚教育／20. 青年組織／21. 言語の単純化／22. 学校図書館／23. まとめ

目次では第3部に「22. 学校図書館」とあるが、それは「図書館」の誤りである。「図書館」の項は、写真1ページを含む9ページで、「幻の報告書」の「新日本の公共図書館」を元にしている。しかしその表題は「新日本の公共図書館」から「図書館」に変更された。また「幻の報告書」に比べて構成に工夫が見られる。例えば、序が加えられて全体がひきしまった。また項目によっては大幅に文章が削除され、短くなっているところもある。

以下が「図書館」の下にあげられている項目である。

序／1. 戦中の図書館／2. 図書館における戦争被害／3. 図書館と公衆／4. 図書館への入館／5. 図書館改革／6. 国の図書館法の改訂／7. 図書館協会の組織／8. 新しい図書館専門職の学校／4枚の写真¹²⁾／9. 中央図書館機関／10. 無料公共図書館の運動／11. 議会図書館／12. 大学と私立図書館／13. 学校図書館／14. 無料公共図書館の友／15. CIE図書館

「幻の報告書」との相違点に注目すると、本報告書では、特に占領期の極めて早い時期（1946年代）に関する記述がいくらか削除され、他方で学校図書館とCIE図書館に関する比較的長めの報告が加えられている。

学校図書館についての記述では、日本における学校図書館概念の未発達、学校図書館施設と資料の不足をまず指摘している。そしてその理由として次の4つの要因を指摘した。日本の学校における教授法、本を聖なるものとする考え方、教師と校長の学校図書館サービスに対する理解の不足、学校図書館の仕事の為に訓練された職員の欠如である。続けて、占領下での学校図書館思想の輸入、『学校図書館の手引き』の発行、帝国図書館付属の新しい図書館学校における学校図書館と児童サービスに

についてのクラスの新設についての記述がある。この他学校教育の下でも、「幻の報告書」と同じく、学校図書館について論じている部分がある。それは、「初等教育」の「教育法」と「中等教育」の「図書館」の項である。

「中等学校」の項には、「女子高校 図書館活動（Library work）」という写真もある。文章の内容は、初等教育、中等学校教育での両記述ともに、前の「幻の報告書」とほとんど変わらず、教育の民主主義化と学校図書館といった理念的な議論にとどまっている。他方、加えられた「図書館」の項の学校図書館に関する記述は、より具体的である。おそらく1947年春の新学制施行や、学校教育法施行規則公布¹³⁾、社会科の成立¹⁴⁾などを受けて、図書館担当官の具体的な学校図書館施策が重要性を増したのだと思われる。

新しく加えられたもう一つの項目であるCIE図書館に関する記述の内容としては、1945年11月15日以降建設され、CIE図書館は現在9館あり、最終目標は17館であるという報告¹⁵⁾と、CIE図書館の目的等について、また東京のCIE図書館についての報告である。第2代目図書館担当官となったバーネットが初代CIE図書館図書館長であったことを考えれば、情報課の管轄下にあったCIE図書館に関する記述がここに新たに加えられたことも理解できる。

この他、多少細い記述の変更部分に注目してみれば、国立国会図書館に関する記述では、1948年2月に2名のアメリカ人図書館員による委員会が、同館の拡張に関する問題点についての研究を終えたという一文が加えられた。これは、クラップ（Verner W. Clapp）とブラウン（Charles H. Brown）の二人の米国図書館使節（The U.S. Library Mission）を指すと考えられる。二人の来日は1947年12月で、約2ヶ月後の1948年2月8日付けで報告書を提出し、帰国している。まさに前の「幻の報告書」から本公式報告書の間のことであり、この加筆は自然である。しかし、1948年2月9日には国立国会図書館法が成立していたが、それについて何ら言及が無いのは、国立国会図書館の設立が図書館制度全般に与えた影響を考えると奇妙である。

大学図書館については、『米国対日教育使節団報告書』にならってか、大学教育改革の下にも記述が加えられた。第3部の「高等教育」の下に「図書館」の見だし¹⁶⁾が新たに加えられ、『米国対日教育使節団報告書』の一文を引用した上で、図書館について多くの提案は、その全てまたは一部が実現されたと述べられている。しかしここでは詳細は論じられておらず、「図書館」の項を参照のこととしている。他方、「図書館」の項の下での

「大学と私立図書館」の記述には、ほとんど変更点は見られない。

公共図書館に関わる記述にも、「幻の報告書」から大きな変更は見られないが、「図書館への戦争被害」についての記述が加えられている。1948年3月から4月にかけて日本の主な図書館についての調査が行われており、この加筆部分は、その報告からの抜粋ではないかと思われる¹⁶。東京都の図書館、神戸市立図書館、名古屋市立図書館についての戦災報告がある。

1947年10月にはバーネットが第2代目の図書館担当官に着任していることから、『新日本の教育』「図書館」の項は、バーネットの手によると考えるのが自然であろう。しかし『新日本の教育』の表紙に見つけられる日付1948年5月は、「幻の報告書」の1947年5月から約1年を経ているものの、その記述はそう大きくは変えられていない。「幻の報告書」の記述が否定され、積極的に削除と変更が行われたということではなく、おおまかに言えば、「幻の報告書」に、学校図書館とCIE図書館の記述が加えられただけである。題目の「公共図書館」が「図書館」へと変えられ、学校図書館とCIE図書館の記述が加えられ、あらゆる館種についてある程度バランスよく記述されるようになった点に、バーネットの何らかの意図を読みとることもできようか。

C. 1949年に向けた二つの図書館政策

1949年に向けた図書館政策計画の文書も2編見つかれている。ひとつは「図書館：目標と達成指標 (Libraries, Goals and Objectives)」であり、それと極めて類似した内容のより詳細なものが、「1949年に向けた教育課計画 (Education Division Plan for 1949)」中の「図書館」の項である。前の『新日本の教育』は過去についての報告書が中心であったが、この2編は将来に向けての計画書であって、占領中期に練られた計画を知る上で貴重と思われる為、ここに紹介する。

1. 『図書館：目標と達成指標 (Libraries Goals and Objectives)』(21p.)¹⁷

『図書館目標と達成指標』は、本文中の、1948年12月の国会図書館への入館者が300人以上であったというような記述から判断して、おそらく1949年初頭に作成された。また、1949年1月13日付のウイークリー・レポートには、進行中の作業 (Work in Progress) の下に、"1949年度の目標と達成指標を書くことに時間が注がれた。" とある。¹⁸ 『図書館目標と達成指標』は、"図書館担当官の仕事は、主に6つの分野の試みに関わっている。"

とはじまっており、おそらく当時図書館担当官であったバーネットの手によるものと考えられる。『図書館目標と達成指標』では、キーニーの思想の陰は全くと言っていいほど見られなくなっている。本報告書作成頃までにバーネットは1年以上図書館担当官の職にあり、自らの報告を作成するようになるのに十分な時期が過ぎていたのであろう。

『図書館目標と達成指標』の構成は以下の様である。

序文 国立国会図書館 公共図書館 学校図書館
大学図書館 (College and University Libraries)
図書館専門職 (librarianship)

序文では、「図書館プログラム全体に直接的または間接的に貢献している様々な施設や機関 (institutions and agencies)」という項目についても論じると言っているが、トレイナー文書ではその部分が欠けており、CIEのバーネットのホルダーの中に発見されるコピーでも同様である。

序文においてまず、日本の図書館の現状は米国の19世紀の図書館くらいの状況だと述べている。そしてその未発達の原因について論じ、伝統、知的・情緒的態度、政治哲学といった要素を指摘している。その上で、「言論と行動の自由が保証され、成人教育の運動が同時に起こったことと合わせて、現在は日本の図書館の状況を進歩させようという努力をするには、これまでに無かったような好機である」としている。続けてそれぞれの項目の下で、まず1948年度に達成された事柄について論じ、更に、「1949年の目標と達成指標 (Goals and Objectives for 1949)」、「1949年の目標 (Goals for 1949)」、または「勧告の要旨 (Summary of Recommendations)」のいずれかの項を続けている。

一番はじめに論じられているのは、国立国会図書館である。「たぶん日本の図書館界で最も重要で具体的なプロジェクトは、1948年初期の国立国会図書館の設立であった」と述べた上で、米国図書館使節の功績を評価している。1948年に成し遂げられたこととして挙げられているのは、1. 国立国会図書館法通過、2. 図書館施設を置くための赤坂離宮の獲得、3. 現在319人の職員のリクルートと編成、にはじまって12項目にも及び、1948年における国会図書館の急激な充実を読みとることができる。その他ここで報告されているのは、国際的な資料貸借プログラムの充実、目録・分類の統一システムの採用、現職者教育の発展と一部実施など、国立国会図書館の機能充実の為の第一歩である。

そして「1949年の目標と達成指標」として挙げられているのは、次の5項目である。

著作権法の改正／職員の充実／全国総合目録編集作業の促進／書誌出版の流通の増加／国際的な出版物の交換プログラムの一層の促進

ここで課題として論じられているのは、国立国会図書館が包括的な書誌情報センターとなる為の、著作権と納本制度の問題の解決と、優秀な専門職員の確保とその為の現職者研修の充実、職階制の導入などである。この国立国会図書館に関する記述は、包括的な書誌情報センターという偉大な目標を掲げると同時に、具体的な個々のサービスの充実も論じ、またそうした目標実現の為の日本人職員の充実を論じるという、明快な議論の展開である。

大学図書館 (College and University Libraries) については、1948年の主な活動として、大学図書館の基準の草案作成作業と、図書館間相互貸借プログラムの構築の2つを挙げている。1949年の目標としては、次の6項目が挙げられている。

図書館基準の実施／選ばれた大学図書館についての調査の実施／蔵書へのアクセスの自由化／図書館相互貸借プログラムの効果的な実行／図書館の重要な役割について大学の管理者達の注目を集めること／大学図書館間のより緊密な連絡と協力の実施

個々の大学図書館でのサービスの充実の為に、国家レベルで取り組むべき目標が掲げられている。ここに、『米国対日教育使節団報告』に述べられた、各大学の目録と全国総合目録の編纂、相互貸借制度の導入、専門的な協会の組織化について、1949年頃までにはほぼめどが立ってきていたことが分かる。

興味深いことに、続く公共図書館についての記述が、2ページと最も短い。(その他の館種については、全て4ページから5ページであり、図書館専門職の為の教育についてが3ページである。) 1948年には図書館法の草案の作成が行われ、現在国会の再開を待っている状況としている。今までにできあがった図書館法草案は、全国の図書館員の意見が反映されているとし、民主的な方法で作成されたものであることを強調しているように見える。続けて、次の8項目の今後の目標が列挙されている。

国、県、地方レベルでの図書館計画の発展／現存する図書館と図書館計画のひとつの統合的プログラムへの統合／専門職組織の促進／図書館技術とプログラムの発展の指導／図書館の促進と発展の為のより強固な機関を文部省内への設置／戦災を受けた図書館の復興への援助／図書館経営に関する研究と調査の続行／巡回図書館の包括的プログラムの発展

ここに挙げられていることは、第一次米国教育使節団報

告にあった、地域社会全体にサービスする図書館システムの構築という目標と一致する取り組みである。しかしそれぞれの目標について説明が全く無い為に、その詳細を知ることはできない。この公共図書館に関する記述は、他館種と比べて明らかに簡単なものとなっている。キーニーの時代とは異なって、図書館担当官にとって公共図書館が図書館政策の核になっているようには見えない。また、"これらの目標は、文部省社会教育課、日本図書館協会、関連団体、そして日本中の図書館員の一致団結した努力が調整され、終結されることを通してのみ、達成され得る。"として、日本側の自主的な活動に期待していることを強調して結んでいるのは、図書館担当官の手から公共図書館政策が離れつつあったことを示すのだろうか。

学校図書館については、はじめに「図書館活動の中で最も明るい分野の一つは、学校図書館の流れに見られる。」と述べて、学校図書館は比較的新しい分野で、日本の教育者はこれまでになかった程熱心にその建設と発展を望んでいるとしている。1948年に達成されたものとしては次の4つを挙げている。

『学校図書館の手引き』の編集／学校図書館協議会／学校図書館基準／学校図書館についてのラジオ・プログラム

たった1年の間に達成された事柄としては、どれも大きい。また、1949年の目標とされているのは、その時点までに達成されたことの具体化であり、次の5項目が挙げられている。

学校図書館基準の実施／新しい『学校図書館の手引き』の配布／宣伝とその活用促進／学校図書館促進と発展の為の常置機関の文部省内への設置／モデルまたは実演的 (demonstrative) 学校図書館建設の促進

そして、これらの達成に向けて、文部省や関連機関、その他学校教育の現場の人々などによって、すでに積極的な取り組みが進められているとしている。ここで最後に挙げられたモデル学校図書館の建設は、この時期新たに積極的に取り組まれ始めている¹⁹⁾。これはおそらく学校教育改革における、実験学校設置の取り組みの一部であった²⁰⁾。

図書館専門職の為の教育については、米国対日教育使節団、米国図書館使節のメンバーや他のコンサルタントが、図書館員の専門的訓練の重要性を指摘してきたとし、その充実を再度強調している。「勧告の要約」として最後に列挙されているのは、次の5項目である。

図書館学を加えるよう選ばれた大学を奨励すること

大学 (university and college) レベルに図書館学コースを設置すること 好ましくは図書館学校で図書館学を教える為に帰国するだろう 2、3名の選ばれた個人が米国で図書館学を学ぶ為の助成金を出す手段を見つけること 学校図書館経営のコースを設けるよう教員養成大学や師範学校を奨励すること

上野図書館における図書館学校を廃校すること

この5つの勧告の中に、最後とは言え、上野図書館付設の図書館学校（図書館職員養成所）の廃校が入っている点は興味深い。バーネットは、1947年5月に設立された新しい図書館学校の質が低いと強く感じており、より高度な専門職教育を行う必要性を感じていたことが分かる。

以上のように、「図書館：目標と達成指標」は、館種別の報告と計画と、図書館専門職の為の教育についての勧告から成る。そこには、占領期初期の公共図書館を軸とした、統合的図書館サービス計画の影は無く、各館種に対するより実践的な施策と、日本図書館界の自立を目指しての図書館専門職員の養成が掲げられている。公共図書館についての記述が目立って短いところにも、キニーの時代からの変化が読みとれる。²⁴⁾

2. 『1949年に向けての教育課計画 (Education Division Plan for 1949)』(全66ページ)²⁵⁾

『1949年に向けての教育課計画』の「図書館」の項は、多少長めではあるが、『図書館：目標と達成指標』と記述の大部分が重複している。よって同じく1949年初頭にバーネットによって作成されたものと思われる。

『1949年に向けての教育課計画』に収録されたものは、『図書館：目標と達成指標』に加筆・修正したものであるのかもしれない。しかし箇条書きが減り、むしろまとまりのない冗長な報告という印象を受ける部分もある。

「図書館」の項は、5ページにわたる。

序文において、“日本における図書館の発展は未だ低い時点にあるものの、占領以前の図書館活動の状況が、大規模かつ徹底的な改革と再編の問題を提示していたという事実によって、進歩の評価は難しい。”とある。つまり、アメリカと比較などしてみれば、日本の図書館活動は未だ不十分であるが、占領後の変化と進歩という意味では、ある程度評価されるべきだということであろう。これは、米人図書館担当官の目から見た、占領中期における図書館改革についての率直な意見であったのだと思われる。

本文については、『1949年に向けての教育課計画』「図書館」に掲げられた項目の並び順が、『図書館：目標と達成指標』と異なっている。「序文」、「国立国会図書

館」、「学校図書館プログラム」、「公共図書館プログラム」、「高等教育機関における図書館プログラム」、「図書館員養成」となっている。その相違の意味は明らかではない。しかし記述内容自体は、前にも述べたように『図書館：目標と達成指標』と多くが重複しており、特に目新しい点はない。

『1949年に向けての教育課計画』は、教育課全体でまとめられたものであり、『図書館：目標と達成指標』の場合と異なって、その他「中等教育」の項の下に学校図書館に関する記述が見られる。その「中等学校図書館」の項では、占領期以前の日本の中等学校教育における図書館施設の未発達であったことを指摘して、文部省が1948年にその状況の改善の為にいくつかのステップを歩みだしたこと、1949年も引き続いてより良い図書館を目指して行くだろうとされている。しかし他項を参照のこととされており、詳細はここでは論じられていない。「図書館」の項との調整が計られたようである。

『1949年に向けての教育課計画』について、ここで新たに論じるべき点は少ない。しかし、教育課でひとつの計画書を編集するにあたって、おそらく他の部局の改革の進捗度を意識して序文に記された評価は印象的であった。1948年までに相当の進歩を見せた日本の図書館界であったが、米国人図書館員の目ではまだその先に行く道は長かったということであろうか。バーネットはこの文書の作成約3ヶ月後の1949年3月に帰米しており、この文書は、バーネットが帰米を前にして、約1年半におよんだCIE図書館担当官としての見解を最後に公式文書にまとめたものである。約半年前の1948年5月の公式版『新日本の教育』と比較をし、1948年に達成された数々の事項を見れば、バーネットが、日本人側の自主的な取り組みを尊重しつつ、各館種の図書館の発展を目指して着実に改革を導いていたことが見えてくる。

D. まとめ

以上の4つの文書の検討から、1948年春から1949年初春までの約1年の間に、あらゆる館種を包含する統合的図書館サービス計画の実現を目指す政策から、館種別により実践的な図書館改革政策への移行があったことが読みとれる。第2代図書館担当官であったバーネットは、日本人図書館員の自主的な取り組み、専門職教育（現職者を含む）の充実と高度な図書館学校の設立、モデルの提示などを重要視していたと考えられる。そして実際の指導や助言にあたっては、アメリカ型図書館とアメリカ型図書館専門職が軸となっていたようである。

バーネットは当時、特に日本の公共図書館界から期待

されたような、強いリーダーシップを持った人物ではなく、図書館法制定などに関わっても、日本側の図書館員達を失望させたといったようなこれまでの評価がある。²³¹しかしここでは、アメリカ型図書館の日本での実現を目指して、日本側図書館員の自主性を促進しつつ、あらゆる館種の発展に目を配りつつ、日本の国レベルでの図書館改革を導いたバーネットの着実な取り組みを、あえて肯定的に評価してみたい。

本章では、ネルソンの図書館施策について、ほとんどふれることができなかった。しかしネルソンは、1946年4月から1950年8月までという長い間社会教育担当官にあり、図書館を一社会教育関連機関として捉えてその発展に关心を示し、また兼任ながらも2度図書館を担当する任についた。占領期図書館政策に関わる重要な人物と思われる。社会教育関連の研究などでは、特に図書館法成立に関わってのネルソンの影響力に言及したものもあり²⁴¹、更なる研究が求められているだろう。

V. 占領後期における図書館政策

A. 当時の特色

根本彰は占領後期のGHQ/SCAPによる図書館振興策について、 “[1948年2月の] 国立国会図書館法成立以降、…法的な制度改革よりも、むしろCIE図書館の整備とIFELや司書養成講習会による図書館職員の養成、とくに慶應義塾大学にできることになる Japan Library School の設立計画という実質的な部分に重点が置かれることになる”¹¹と述べている。このうち、CIE図書館は図書館サービスのモデルとして大きな影響を日本にもたらしたし、図書館職員の養成体制もその後の図書館の動向を考える上で無視できない要素である。しかし、占領の経過とともに、占領初期のCIE主導による「公共図書館の整備計画」といった側面は影を潜め、図書館振興の担い手はCIEから日本側に移っていったと言える。1950年4月には図書館法が制定公布されるが、これも一旦頓挫していた公共図書館法制定への動きが、1949年6月の社会教育法の制定公布を機に復活したものであり、従来の議論を受けて日本側の主導で行われたものである²¹。

CIEが図書館振興策の主導権を日本側に移した点は、CIEの人事面にも現れている。フェアウェザー (Jane Fairweather) が1949年4月から同年9月まで3代目の図書館担当官を務めた後は、成人教育担当のネルソンが図書館領域の実務、殊に図書館法制定に関わる業務を兼任した。そのネルソンも1950年8月にCIEを離れ、そ

れ以降はCIEで図書館業務を一括して担当する役職はなくなる。なお、1949年のうちに、フェアウェザーの後任の図書館担当官としてカリフォルニア大学バークレー校図書館副館長のブライアント (Douglas Bryant) の派遣が検討されていたが、もはや“アメリカ本土から図書館の専門家を呼ぶほどのことはないという判断”がGHQ/SCAPの意思決定者にあったためか、来日は結局実現しなかった³¹。

1951年9月に対日講和条約が締結され、同条約の発効日たる1952年4月28日をもって、GHQ/SCAPの業務は終了した。同時にCIEも廃止されるが、CIEはそれに先立つ1950年より、占領活動の終結を見据え、これまでの活動の総括を始めていた。以下、図書館振興策がどのように総括されたか、いくつかの文書を通じて考察する。

B. 『米国対日教育使節団報告書の観点から見た日本教育の発展』

図書館振興策の総括に関しては、第二次教育使節団の来日が大きな分水嶺と考えられる。すなわち、第一次教育使節団来日以降の成果を確認するために結成された第二次教育使節団の1950年8月末の来日に備え、CIEは同年8月に『米国対日教育使節団報告書の観点から見た日本教育の発展 (Developments of Japanese Education in Terms of the Reports of the United States Education Mission to Japan)』(以下『日本教育の発展』と略記)なる文書を作成した¹¹。この文書の目的は、『(第一次) 教育使節団報告書』が出された1946年4月から1950年2月までの日本での教育の成果を第二次教育使節団に説明すること、とされた。『日本教育の発展』は、後述する通り、CIEとしての教育領域の占領活動の最終的総括となる『戦後における日本教育の発展』(1952年)と記述がほとんど重なっており、この時点で教育領域の「総括」はほぼ完了した、と見ることもできる。これは図書館振興策についても当てはまる。

1. 作成過程

『日本教育の発展』の作成過程について以下に説明する。佐藤夕起の研究によれば、1949年12月、教育刷新審議会（教刷新）委員長の南原繁が、ワシントンでの「米国占領地会議」に日本代表として出席した後イリノイ大学を訪れ、同大の学長であり第一次教育使節団長だったストッダードに再来日を要請したのを契機に、第二次教育使節団の派遣計画が具体化に移されたとされる³¹。しかし土持法一が指摘するように、南原が個人的に使節団

派遣の要請を行ったというよりは、CIE の示唆がその背後にあつたと考えられる。すなわち、このワシントンでの会議には CIE 局長ニュージェントも同行しており、彼はその後まもなく、1950年1月9日付けの CIE 教育課次長トレイナー (Joseph C. Trainor) 宛の覚書を通じ、教育課に対して第二次教育使節団訪日のための準備を行うよう指示したのである⁶¹。トレイナーはこれを受け、1月16日に教育課スタッフに「米国対日教育使節団の再訪」と題する覚書を送り、行うべき課題のひとつに、使節団に対する“講義のための資料を準備すること”を挙げ、この「資料」の調整・編集担当に中等教育担当のオズボーンを任命した。そして1月25日のオズボーンから教育課スタッフ宛の覚書において、章構成や章ごとの担当者などが定められた⁶²。執筆担当者については後述する。

当初、使節団の来日は1950年の4月か5月と予定されていたため、『日本教育の発展』の作成作業はそれに間に合うように急ピッチで進められていた。しかし、第二次教育使節団団長に予定されていたストッダードが、イリノイ大学の学内事情で予定通りの来日が不可能となつたため、使節団の来日は9月に延期された。最終的にストッダードは来日を断念するが、この使節団来日の延期により、『日本教育の発展』の作成作業は一時中断した。その後、5月後半から作成作業が再開され、8月後半になって『日本教育の発展』は完成した⁶³。

2. 内容

『日本教育の発展』は全21章からなり、大きくは「第1部 日本における教育の目的と内容」(第1～5章)、「第2部 言語改革」(第6章)、「第3部 小・中学校レベルでの教育行政」(第7～11章)、「第4部 教育方法と教員教育」(第12・13章)、「第5部 成人教育」(第14・15章)、「第6部 高等教育と研究」(第16～19章)、「第7部 付加的活動」(第20・21章)に分かれる。なお、“後で改訂の予定”と表紙にある。本文では各章や節の冒頭に『(第一次) 教育使節団報告書』の記述が引用されることが多く、第一次教育使節団以降の発展動向に対する分析を行っている。以下、『日本教育の発展』のうち、図書館に言及している項目の内容を紹介する。

a. 第3章「教材の供給」の「Ⅱ 学校図書館」について

この節では学校図書館振興策について、多くの頁数が割かれている。まず、戦前においてはごくわずかな小・中学校に図書館が設けられていたが、そこでも図書館は“カリキュラムの周縁部に存在するのみであった”と述

べた後、1946年より文部省が学校図書館の活性化に乗り出したとしている。具体的には、この年に学校図書館の専門家(=グラハム)をアメリカから招き、『学校図書館の手引き』の編集委員会を招集したことを挙げているが、いずれも実際には1947年のことである。

以下、「学校図書館」の節の内容を、本文の見出しに沿って概説する。

- ・出版物：学校図書館の発展を示す出版物として、『学校図書館の手引き』のほかに『児童図書室』『図書教育』という2つの民間の雑誌と、都道府県の団体が出版した単行書が挙げられている。
- ・職員：“1947年、文部省は学校図書館に関する業務に従事する兼任の専門職員1名を任命した。この職員は1948年12月に専任となり、兼任の補佐職員とともにこの領域に従事した”とある。この「専門職員」は深川恒喜を指すものと思われる。また1950年2月の全国学校図書館協議会結成についても触れている。
- ・学校図書館の伸張：学校図書館の設置割合・生徒1人あたりの蔵書数での伸張の度合いを、数値を掲げつつ示している。学校図書館における支出面でも伸張が認められるが、PTAへの依存度が強く公的支出は少ないとも述べている。“特に図書館を設立する時点でPTAが書籍購入の支援を求められ続けるという事態は、今後も十分考えられる”。
- ・図書館サービスの変化：まず公共・学校図書館における開架制移行への見込みが述べられ、ドキュメンタリー映画により開架式の利点をアピールする試みにも触れている⁶⁴。また、「カリキュラム用教材のサービスセンター」として学校図書館を捉え、視聴覚教材を図書館資料に包含することの利点が述べられるが、これは『第二次教育使節団報告書』に反映される。学校図書館と各種学校団体との協力活動の一環として、教育ワークショップにおいて学校図書館部門・視聴覚部門が設立され、両者が合同会議を開いたことにも言及している。
- ・職員研修：“現時点で大いに求められているのは、常勤の学校図書館員および司書教諭に対するサービス段階前の研修、および学校図書館に携わるすべての職員に対するサービス関連の研修、の2点である”。前者については、1950年より教員養成学校およびIFELプログラムにおいて図書館学のカリキュラムを設けたことに言及している。後者については、教育ワークショップに学校図書館部門が設立され、校長・教頭・教員がこの場で学校図書館の運営について盛んな議論を交わしたこと成果として掲げている。

- ・その他の発展：ここでは、日本図書館協会が学校図書館員と公共図書館員との協力を促していること、多くの校長・教員・学校図書館員が図書館活動の参考としてCIE情報センターを度々訪れていること、都道府県図書館が遠隔地の学校図書館のために資料を寄託する制度の必要性、に言及している。
- ・主要な問題点：最初に学校図書館での日本十進分類法（NDC）の採用の必要性を説き，“学校でレファレンスワークを行うのにこの新たな分類法を用いる利点は明白である”と主張している。その他、今後の課題として、(1)学校図書館での支出に対する公的資金の割り当て、(2)専門職としての基盤に立った司書教諭に対する理解、(3)教員養成機関における学校図書館についての研修課程、(4)教育委員会事務局における顧問としての学校図書館分野の専門職の任用、(5)学校図書館基準の法的確立、が掲げられている。

b. その他の章について

○第14章「成人教育活動」の「V 公共図書館」

最初に国立国会図書館の諸業務に触れ，“上野の国立図書館は東京都に移管され、地方自治体立の大規模な中央図書館へと転じることになっている”とも述べている。続いて図書館法を概観し、公共図書館の役割として“一般公衆に対し資料の利用を可能ならしめる図書館の責任、図書館利用者に対する相談の実施、相互貸借に備え国立国会図書館ならびに学校図書館との緊密な連絡の維持”を強調している。また“日本国内のほぼすべての図書館員は、この法の要求する水準を満たすために、今後5年のうちに〔司書養成のための〕短期課程を履修することが求められる”としている。日本図書館協会の活動の概要、図書館に対する文部省の機能の限定、アメリカ図書館協会が運営する図書館員養成機関—後のJapan Library School (JLS)—の構想についても触れている。

○第18章「大学カリキュラムと関連事項」の「III 大学における図書館教育と図書館」

ここでは“京都大学・鳥取大学”で図書館学教育が行われていると述べるが、「鳥取大学」の実態については不明である。大学図書館そのものについては、“日本において全国レベルで総合目録を作成しようとの提案があるが、大学図書館だけにそれを行わせようという試みはないし、大学図書館員の専門職団体も現時点では存在しない。大学基準協会は大学図書館に関する最低基準の確立を検討中である”と述べるにとどまっている。

○第19章「研究活動」の「I 日本政府が支援する研究活動」

日本学術会議内の一委員会が「国立科学情報サービスセンター」設立のための調査に着手していること、全国総合目録の編纂に向けての作業が文部省と国立国会図書館の協力下で行われていること、に言及している。

○同「II 大学における研究」

現在CIEの情報センターが一般民衆のみならず研究者に対して多くの資料提供の機会を与えている、と最初に述べている。大学図書館については、そのほとんどが“資料のそろえ具合が不適切である”と評価し、大学図書館の改善のポイントとして“図書館サービス、本へのアクセシビリティ、相互貸借、図書館員の性質と地位、利用者の健全さと満足度”を掲げている。

○第20章「文化交流活動」の「I 資料の交換」

ここでは、CIE情報センター、出版物の寄贈・国際交換などのトピックがある。CIE情報センターに寄せられた具体的なレファレンス質問として，“DDT（殺虫剤）の使い方”，“玩具の作り方”，“共産主義者の教師に関するアメリカでの議論の動向”などを挙げている。また、日本における洋書の購入を助けるために、SCAPがアメリカの社会科学・人文科学の書籍200,000ドル分の購入を可能にする方策を取り、学校・公共図書館からの購入については10%割引の特典も設けた、としている。

以上、『日本教育の発展』における図書館関連の記述を見てきたが、最も注目に値するのは「第3章 教材の供給」の部分である。ここでは、前章で検討された1948年の『新日本の教育』を踏まえ、学校図書館に対する比重が大きくなつたことが示されている。『新日本の教育』などが「初等教育」「中等教育」の項目でそれぞれ学校図書館に言及していたのに対し、この『日本教育の発展』では「教材の供給」の章において学校図書館の活動がまとめられていることも指摘しておく。また、CIE図書館については、「文化交流活動」の章での言及に加え、学校図書館や研究活動の項目でもその役割が評価されている。

c. 執筆者について

最後に、上述した章の執筆者について触れておく。前記の1950年1月25日付けの「オズボーン覚書」では、『日本教育の発展』の執筆者が定められたが、図書館に関する章については以下のように割り当てられている¹⁰⁾。

- 「第3章 教材の供給」：ハーケネス (Kenneth M. Harkness), ジャドソン (Franklin B. Judson)
- 「第16章 成人教育活動」：ネルソン, ジャドソン
- 「第18章 大学カリキュラム」：イールズ

「第19章 研究活動」：スタルネーカ (Luther W. Stalnaker)

「第20章 文化交流活動」：ルアナ・ボールス (Luana J. Bowles)

ここで挙げた執筆者のうち、本稿のここまで記述で言及されていない人物について、若干説明する¹¹⁾。

ハーケネスは初等教育担当として教科書・カリキュラム関連の業務に従事した。ジャドソンは視聴覚教育業務に従事し、「フィルムライブラリー」を各都道府県立図書館に整備することにも尽力した。スタルネーカは1948年10月～1949年1月に人文科学顧問団 (Cultural Science Mission) の一員として来日した後1950年にCIE教育課に入り、高等教育・言語教育などに従事した。ルアナ・ボールスは第一次教育使節団員として来日したゴードン・ボールスの姪であり、主に中等教育業務に従事した。こうした人々に加え、ネルソンとイールズがおののの専門である成人教育と高等教育について担当している。

なお、「オズボーン覚書」以降の執筆過程で一部の章構成に変化が加わる中で、「大学カリキュラム」の章の名前は「大学カリキュラムと関連領域」と改められるが、当初から「研究活動」を除く高等教育関連の章はすべてイールズの担当となっており、ここについてもイールズが執筆したと見て間違いではないだろう。それ以外の上記の章については、「オズボーン覚書」以降も変化はない。

以上から考えると、学校図書館についてはハーケネス、ジャドソンのいずれかもしくは両方が執筆に携わったことになる。公共図書館・国立国会図書館の部分は、同様にネルソン、ジャドソンのいずれかもしくは両方が関与したと言えるが、図書館業務に携わったネルソンが執筆した可能性が高い。イールズは大学での図書館や図書館学教育について、スタルネーカは大学図書館を含めた研究関連の領域について執筆し、CIE情報センター等「文化交流」に関わる領域はルアナ・ボールスの手になるものと考えられる。

C. 第二次教育使節団報告書

次に、この『日本教育の発展』や日本側の報告書を参考にしてつくられた『第二次教育使節団報告書』¹²⁾について検討する。

当初予定されていたストッダードに代わり、ギブンス (Willard E. Givens) が第二次教育使節団長を務め、ほかにホッホワルト (Frederic G. Hochwalt), ワナメーカー (Pearl A. Wanamaker), ベンジャミン (Harold Benjamin), ディーマー (George W. Diemer) が団員として来日した。彼女ら全員が第一次教育使節団の

メンバーであることに、第一次使節団－第二次使節団の一体性が認められる。第二次教育使節団は1950年8月27日に来日し、CIEほかSCAPの各部局による講義を受け、日本側の文部省や教刷審との会談を持った後、同年9月22日にマッカーサーに報告書を提出して帰国の途についた。

『第二次教育使節団報告書』の執筆分担について、大橋は次のように述べている。“9月16日…午後は、ギブンス、ワナメーカーが、小学校、中学校、高校問題について、ベンジャミンが私立大学、国立大学問題について、ディーマーが教員養成、現職教育、特殊教育問題について、ホッホワルトが、国語、職業教育、社会教育問題について教刷審委員と個別に会談した。この分担が報告書の執筆分担に対応していると推定される”¹³⁾。後述するように、初等・中等教育ならびに社会教育の分野において図書館への言及があるが、大橋の説に従えば、前者についてはギブンス・ワナメーカーのいずれかもしくは両方が、後者についてはホッホワルトが、執筆を担当したことになる。おののの経歴について簡単に触れておくと、ギブンスは全米教育協会事務局長を務め、ワナメーカーはワシントン州教育長のほか同州図書館運営委員会委員を歴任し、ホッホワルトは全米カトリック教育協会事務局長として成人教育に関与していた¹⁴⁾。

報告書は第1章「はしがき」において、第二次教育使節団は第一次教育使節団が“1946年に提出した勧告事項の進行と成果とを研究”することが目的だったとし、この報告書が“教育問題のうち、さらに考究する必要があると信ぜられるものののみを扱っている”と述べている¹⁵⁾。第1章以降の章構成も、第2章「初等・中等教育の行政」、第3章「教育活動と教師養成」、第4章「高等教育」、第5章「社会教育」、第6章「言語改革」、第7章「その他教育上の重要な諸問題」(教師団体、職業教育、私立学校教育、道徳および精神教育、を扱う)、第8章「要約」となっており、『(第一次)教育使節団報告書』と比べて限定的な項目を扱っていることが分かる。

本文の中では、第2章において「教材センター」の項目を設け、次のように述べている。“図書館用書籍ならびにその他の教材が各学校に適切に備えられるべきである。学校図書館は単に書籍ばかりではなく、日本人の、あのまれにみる芸術的才能をもって教師と生徒が製作した資料を備えるべきである。…資金が多くもらえるにつれて、幻燈や映画もさらに加えることができる。教材センターとしての学校図書館は、生徒を援助し指導する図書を置いて、学校の心臓部となるべきである”。『(第一次)教育使節団報告書』において、「供給すべき施設」

のひとつとして学校図書館がわずかに言及されたのに過ぎないことと比べると、『第二次教育使節団報告書』では、教師・生徒自身の手になる資料や視聴覚資料を含めた「教材センター」として学校図書館を捉え、さらに司書を置く「学校の心臓部」として大きな位置づけを与えている。

一方、第5章でも「図書館」の項目がある。この本文では「公共図書館」の語よりも单なる「図書館」の語を多く用いているが、内容としてはもっぱら公共図書館について述べたものと言える。この項目の本文では、最初に“成人教育の広範な計画は、強力な図書館資源なくしては、実施することはできない”と述べた後、『(第一次)教育使節団報告書』以降の発展について以下のように述べている。

- ・図書館は無料となったが、全国の約12パーセントの市町村にしか行き渡っていないし、規模もまだ貧弱である。
- ・国立国会図書館が開館し、支部上野図書館や行政部・司法部各機関内の支部図書館も設けられた。また、支部上野図書館を東京都に移管し、都の一大中央図書館に発展させる計画が進行中である。
- ・日本図書館協会が専門的団体として発展している。
- ・アメリカ図書館協会の主宰による図書館職員養成機関の設置計画が進行中である。

そして今後の課題として、“日本の図書館施設は、必要な資金が得られしだい、すみやかに拡張されるべき”こと、学校図書館に対しても資金援助が必要なこと、未だ不十分な児童文献を充実させるべきことが述べられている。最後に、“モデル図書館が設立され、あるいは利用されるようになったところでは、反響は最も満足すべきものであった。これは民主的で知識豊かな社会を建設する上にまことに有望な兆候である”としている。この「モデル図書館」とは何かについての明言はないが、1950年1月に出されたCIEの業務紹介の文書における、 “[CIE情報]センターは、日本人が民主主義社会の要求に応え得る独自の図書館を構築するのに従うべきモデルとなっている”¹⁶⁾という記述を踏まえれば、CIE図書館がここでの「モデル図書館」に該当するものと推測される。

なお、『第二次教育使節団報告書』には、大学図書館については具体的に言及はない。『(第一次)教育使節団報告書』においては「高等教育」の章で「大学付属の図書館」を整備する必要性が説かれたし、CIEによる『日本教育の発展』でもわずかだが大学図書館に関する記述があった。しかし、これらは『第二次教育使節団報告書』では無視されてしまったのである。

D. 第二次教育使節団以降のCIE文書

1. 『日本教育の進展』

第二次教育使節団が来日した後、1951年1月にイールズにより『1951年1月までの日本教育の進展(Educational Progress in Japan, to January 1951)』(以下『日本教育の進展』と略記)が、CIEの内部文書として作成された¹⁷⁾。これはイールズが編集に大きく関与した1948年の『新日本の教育』の続編として位置づけられている。一部の章は後にイールズの単著論文として米国の諸雑誌に発表される¹⁸⁾が、翌1952年にCIEから出される『戦後における日本教育の発展』との関連は不明である。

『日本教育の進展』は全35章からなるが、図書館関連の記述は第29章「図書館の発展」にまとめられ、国立国会図書館、公共図書館、学校図書館、大学図書館、図書館員教育、日本図書館協会、洋書購入の促進策、CIE情報センターについて述べられている。記述はおおむね1950年の『日本教育の発展』を踏襲しており目新しいものは少ないが、イールズが高等教育の専門家だけあって、大学図書館関連の記述は若干詳しい。すなわち、1949年5月30日の文部省の調査を提示しつつ、1大学あたり平均85,000冊を保有し全体のうち32%は外国語のものであること、1年の平均貸出冊数は1学生あたり6冊、1教官あたり15冊であることを述べている。また、レンタル活動促進のためにCIE教育課・情報課がEncyclopedia Americana300セットを1950年8月に日本側に寄贈したことにも触れている。「洋書購入の促進策」については、300,000ドル分のアメリカ書籍を購入可能ならしめる方策が1950年に取られたものの、各大学は予算不足のためにこの方策を十分活用できないとしている¹⁹⁾。CIE情報センターについてはこの章の中で最もスペースを割き、1949年における利用者の職種別割合や、保有している図書・雑誌の分野別割合を示している。

また、第33章「高等教育の向上のための提言」では、高等教育の改善策のひとつに「図書館の利用」を掲げている。具体的には、専門職図書館員の配置、資料や設備の改善、教育課程における図書館の位置づけの向上、が挙げられている。なお、この章は後にイールズの単著論文として発表された²⁰⁾。

2. 『戦後における日本教育の発展』

占領活動が終了する1952年4月には、CIE教育課の公刊物として『戦後における日本教育の発展(Post-War Developments in Japanese Education)』が作成され、日本側にも公にされた²¹⁾。これがCIE最後の教育領域の総合的報告書であり、CIEにとっての教育政策の総括

と言える。しかし前述したように、ここで記述は1950年年の『日本教育の発展』とほとんど変わっておらず、その後の経過について若干加筆した程度である。図書館についても、『日本教育の発展』での事実誤認は修正されておらず、「第18章 大学カリキュラム」のところに、慶應義塾大学にJLSを設立した点などの加筆が施されたことにとどまっている。

E. 『GHQ 日本占領史』

以上に挙げた文書とは別に、GHQ SCAP 全体での総括として『GHQ 日本占領史 (History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan)』が1951年までに作成された²²。これは、GHQ/SCAP が占領開始から占領末期に至るまでの非軍事（民事）部門における活動・業績を、民間史料局 (Civil Historical Section: CHS) (1950年1月までは統計資料局[Statistical and Report Section: SRS]) が55の分野に区分して報告書にまとめたものである。日本側では『GHQ 日本占領史』に対して“対日占領、特に民主化の全容が、ここにほぼ明らかにされている”“戦後研究を進めるための基本文献・史料”²³という評価があり、全巻の復刻・翻訳も近年進められている。しかしその一方、SRS・CHS に務めていたワイルズ (Harry E. Wildes) は、“貧弱な編纂作業ゆえ公開するに値しないものであり、現に公開されなかつた”と『GHQ 日本占領史』に著しく低い評価を与えていている²⁴。

『GHQ 日本占領史』のうち、Volume X I “Social”, Part A が「教育 (Education)」の巻となっており、メザード (Fred R. Methered) がこの巻の責任者を務めたと推測される²⁵。しかし、「教育」の巻の本文で述べられているのは1949年9月までの業務にとどまっており、「占領活動の総括」とは言い難い。この点は、本文で頻繁に引用されているのが、前章で検討された1948年の『新日本の教育』や『1949年に向けての教育課の計画』などであることからも分かる。「教育」の巻の本文は、「I 降伏前の状態」と「II 降伏後の状態」の2部構成となっており、後者では各領域の発展動向が20項目に区分され述べられている。この中で、図書館についての記述は「19. 図書館」にまとめられている。この章の中の見出しへは「図書館の状況」「容易に達成された改革」「国会図書館」「公立図書館と学校図書館」「司書の養成」「連合国最高司令官情報図書館」となっているが、「公立図書館と学校図書館」の項が扱うのは実際には大学図書館と学校図書館についてである。おのおのの詳細は翻訳版²⁶に譲る。

F. まとめ

以上、1950年8月の『日本教育の発展』以降の文書を見ていくと、「総括」ゆえ事実経過の確認が記述の中心となっているのは当然と言える。しかしそのうちでも、冒頭で述べたCIE図書館（情報センター）の整備、およびJLSなど図書館職員養成体制の確立、という2点が重視されていることが、この時期の文書から裏付けられる。このうちCIE図書館は、CIEの中では教育課ではなく情報課の管轄であったが、CIE教育課の文書においてもCIE図書館の役割を高く評価していたことが分かる。

また、学校図書館振興策が、以前に比べ重要な位置づけを与えられたことも注目される。日本側でも1948年末の『学校図書館の手引き』発行を契機に学校図書館振興策が盛んに検討されるが、こうした日本の動向と相まってCIEにおいても学校図書館振興策が強調されたのである。しかし占領が終結すると文部省は“学校図書館の単独法制定は予算体制のバランスを崩す”と危惧を示すようになり²⁷、1953年7月制定の学校図書館法も専門職員確保などの面で大きな問題をはらむものとなった。

公共図書館に関しては、『(第一次) 教育使節団報告書』や「キーニー・プラン」にあった日本側の図書館担当官や目録整備に関する提言は、1950年代に入るとほとんど見られなくなる。日本図書館協会の再編成、図書館法成立、さらには図書館担当官がCIEに置かれなくなったことにより、公共図書館振興策はほぼ完全に日本に委ねられた、と見ることができる。その一方、国立国会図書館支部上野図書館を東京都へ移管し、ここを公共図書館的一大拠点に位置づけようとした意図が、CIEの文書や『第二次教育使節団報告書』に現れているが、この移管計画は最終的に実現しないままに終わった²⁸。

『第二次教育使節団報告書』が第一次教育使節団での提言を受けて、児童文献の充実を引き続き説いていたことも目引く点である。

大学図書館については基本的な改善点が示されたものの、踏み込んだ提言が成されないままであった。大学図書館政策については次章で検討されるが、もともと高等教育改革全般に関し日本側が強く抵抗した²⁹のに加え、GHQ/SCAP内部の諸機関同士で、またCIE内部でも対立が生じ、一貫した改革案を出せなかった³⁰ことが、大学図書館改革の不徹底にも影響したものと考えられる。

V. CIEにおける図書館政策の位置づけ

A. CIEの図書館政策の流れ

II, III, IV章の記述をまとめると次のようになるだろう。流れを理解しやすいように、表1を作成した。あわせて参照されたい。

表1 政策文書の分析

	文書名	発表年月	性格	編集責任者	図書館部分 執筆者	図書館協力	公共	学校	大学	国立	職員養成	CIE 図書館	備考
1	日本の教育	1946.2	教育使節団受け入れのためのCIEの報告書	K. ダイク CIE局長(?)	不明(バーネット?)							○	
2	米国対日教育使節団報告書	1946.4	日本の民主化のための教育政策案	ジョージ・ストッダード団長	ウッドワード, スティーヴンス,(カーノフスキー?)	○ ○ △ ○				△		印刷配布	
3	日本のための統合的図書館サービス	1946.4	図書館担当官による政策文書	P. O. キニー	P. O. キニー	○ ○				△			
4	新日本の教育(幻の報告書)	1947.5	教育課スタッフによる政策レビュー	M. L. オズボーン	P. O. キニー(?)	○ ○ △ △ △ ○							
5	新日本の教育(公式報告書)	1948.5	教育課による公式政策レビュー	W. C. イールズ	P. J. バーネット	○ ○ ○ △ △ ○ ○						印刷配布	
6	図書館:目標と達成指標	1949.1?	図書館担当官による政策文書	P. J. バーネット	P. J. バーネット		△ ○ ○ ○ ○ ○						
7	1949年に向けての教育課の計画	1949.1?	教育課の短期的政策文書	M. T. オア 教育課長(?)	P. J. バーネット		△ ○ ○ ○ ○ ○					6とほぼ同じ	
8	米国対日教育使節団報告書の観点から見た日本教育の発展	1950.8	教育使節団受け入れのためのCIEの報告書	M. L. オズボーン	ハーケネス, ジャドソン, ネルソン, イールズ, スタルネーク, ポールス	△ ○ ○ △ ○ ○ ○ ○						後で改訂の予定とある	
9	第二次教育使節団報告書	1950.9	第一次使節団の勧告事項の進行と成果の調査	W. E. ギヴァンズ団長	ギヴァンズ, ワナメーカー, ホッホワルト		○ ○			○ △ △		印刷配布	
10	1951年1月までの日本教育の進展	1951.1	教育課顧問による政策レビュー	W. C. イールズほか	W. C. イールズほか	△ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						印刷配布	
11	GHQ日本占領史:教育	1951	民間史料局によるGHQ正史として準備されるが採用されず	F. R. メザード(民間史料局)	不明(民間史料局職員)			△ △ ○ ○ ○ ○				1949年までの状況のみ	
12	戦後における日本教育の発展	1952.4	教育課による公式政策レビュー	A. K. ルーミス教育課長(?)	8と同様	△ ○ ○ △ ○ ○ ○ ○						8に新しい状況を加筆・印刷配布	

(○○△は力点の置き方を評価した)

1. 占領前期

そもそも日本占領の準備過程においては図書館政策についての言及はなかったといってよい。しかしながら、CIEの任務のなかに図書館を含めた文化的な施設の保護・保存について最高司令官に勧告するという項目があった。これは任務としてあとで付け加えられたものである。

GHQ/SCAP が第一次教育使節団を要請するときの使節団の使命には、高等教育との関係で図書館の状況を調査するという項目が存在していた。これが報道されたラジオ放送を聞いたALA 国際関係特別委員会東洋委員長ブラウン (Charles H. Brown) は、図書館関係者の派遣を陸軍省に要求した¹⁾。こうして図書館関係者が使節団に正式に加わることになり、その準備過程において図書館政策への対応がなされた。GS にいられなくなったキーニーが CIE に配置換えになったのはこの時期である。図書館政策の萌芽はこのときあったと考えられる。

使節団報告書は成人教育と高等教育の 2 つの部分で図書館政策について述べている。成人教育の部分のほぼ 2 分の 1 の量が公共図書館の発展について述べたもので、図書館の無料制、都市部の図書館網の整備、文部省による助成事業、児童サービスの重視などを主張し、高等教育の部分では研究教育における図書館の役割を確認してから、とくに図書館協力のための総合目録の重要性を強調している。

一般的には使節団報告書が教育改革の基調を形成したと言われる。図書館政策においては、公共図書館政策については確かに当てはまるとしても、それ以外の点については必ずしもそうとはいえないだろう。とくに、学校図書館については言及のみで図書館政策として取り上げられなかったことに注意しなければならない。

初代の図書館担当官キーニーは大学図書館の経験が長い人だったが、彼の政策文書「日本のための統合的図書館サービス」は使節団報告書を受けて、公共図書館サービスと総合目録を通じた国民が文献を共有できる体制の実現を中心的なテーマとしている。カリフォルニア州の図書館システムを参考にしたと言われるこのプランは、使節団報告書の内容をより具体化したものといえるだろう。このように、前期の図書館政策は公共図書館を中心とした図書館サービスの体制づくりに重点が置かれていた。

2. 占領中期

キーニーの後を一時的に継いだネルソンの時代には彼が成人教育の担当であったこともあり、前期の公共図書

館に重点を置く政策は引き継がれる。

しかしながら、二代目担当官のバーネットの時代になると大きく変化してくる。彼が、本格的に執筆に取り組んだ『新日本の教育』(公式報告書) は CIE 教育課の政策の中間報告書としての意味をもっているものである。彼はそのなかで、公共図書館政策について教育使節団報告書の精神を引き継いだ記述をしているが、それ以外に学校図書館に力を入れ、また、彼の古巣であった CIE 図書館の事業についても言及している。さらにその後の 1949 年に向けての図書館計画書においては、国立国会図書館に相当量の記述を行っている。

公共図書館の記述が相対的に少なくなっていることから分かるように、バーネットは日本図書館協会を中心とする日本の図書館関係者が強く望んでいた図書館法の成立にはさほど情熱を傾けることはなかった。占領前期のように公共図書館政策をもって図書館政策とするのではなく活動範囲は広い館種にわたるようになった。その反面、政策的には焦点が定まらないものになった。

これは、一つには 1948 年 2 月の国立国会図書館法の成立により、キーニープランにおいても、また日本の図書館法案の作成においても中心機関として想定していた国立図書館（旧帝国図書館）が立法府に付属する国立国会図書館に吸収される形となり、公共図書館政策に大きな変更を加えることが要請されたためである。これが GS と図書館使節（クラップ、ブラウン）によって主導された政策であったことも、CIE に属する図書館担当官の仕事をやりにくいものにした。

もう一つは、学校図書館政策が 1947 年の春から表面化してくることである。確認されている事実は、中等教育担当官オズボーンが文部省の深川恒喜を呼んで「学校図書館の手引き」の編纂を命じたことと、同じ時期に学校図書館のアドバイザーとしてグラハムが来日してこの編纂の助言をしたことである。使節団報告になかったものがなぜこの時期に注目されるようになったのか詳しい理由は分かっていない。

また、CIE 図書館が日本のモデル図書館として本格的に展開するのもこの時期である。CIE 図書館はもともと情報課の担当であったが、この時点では教育課の政策とも密接に関わりながら業務が展開されている。

3. 占領後期

占領後期は、占領政策の後始末と総括の時期である。IFEL における図書館学講習会の運営、ネルソンが手がけた図書館法、そして JLS の設立は後始末の代表例といってよいだろう。

1949年8月のシャウプ税制改革の勧告によって財政的な負担を要する政策を避け、健全な国家財政を取り戻すことは、SCAPにおいても日本政府においても最重要課題となっていた。そのためその時期に検討された図書館法は財政支援の点できわめて不十分なレベルにとどまる理念的な法律にとどまった。本来、第一次教育使節団報告書の内容からすれば図書館法が最大の成果であるべきであるが、CIEが第二次教育使節団を迎えるために作成した『米国対日教育使節団の観点より見た日本教育の発展』においても『第二次教育使節団報告書』においても、このとき成立したばかりの図書館法についての記述が少なく、公共図書館の発展については今後の課題としている。

ネルソンは図書館を兼任したといつてもこの時期にはもっぱら図書館法の成立だけを担当し、他の図書館政策については教育課の他のメンバーが分担したと考えられる。彼は1950年8月まで担当しこの時点で帰国した。つまり、ネルソンの時期も含めて後期には、図書館政策は単独の政策ではなく、学校教育政策や成人教育政策、高等教育政策の一部でしかなくなっていた。ネルソン以後の図書館担当官不在時期の図書館政策として、JLSの設置が重要であるが、情報課長のドン・ブラウン（Don Brown）が受け入れの担当を行っていた。

占領後期における占領政策の総括としては、第一次教育使節団報告書が公共図書館中心であったのに比べると、広い館種に言及していることが特徴である。とくに、教育使節団報告書では言及されたのみだった学校図書館についての記述が多くなっている。また、中期に引き続いてモデル図書館としてのCIE図書館、そして図書館専門職員の養成事業について述べられる。日本における占領体制終了後の長期的な発展のために、比較的財政的に軽い負担で可能な先行的、投資的な事業に力を入れたということができるだろう。

B. 教育改革における図書館担当官

占領初期の図書館政策は教育使節団報告書とキーニー・プランであったが、それらが教育課全体のコンセンサスを得てすぐに法制化に向い動き出すことはなかった。結局のところ、法の整備を中心とする図書館政策は専任の図書館担当官の手では行われなかった。図書館法は成人教育との兼務であったネルソンの手に委ねられた。国立国会図書館法はウィリアムズの主導により、図書館使節のクラップ・ブラウンが担った。学校図書館法は、占領終了後に成立している。

ここでCIE教育課の組織のなかで図書館担当官がど

のように位置づけられたかを見ておこう。

キーニーの時代1946年8月9日の教育課のスタッフミーティングの記録によると、同時期の教育課の組織が示され、主要な担当官9名についてそれぞれ次のように任務分担がなされている³¹。

- 1 トレイナー氏 カリキュラムと教科書
- 2 オズボーン大佐 中等教育
- 3 ノーヴィル大佐 体育
- 4 ミス・ドノヴァン 女性教育
- 5 ウィグルワース氏 高等教育
- 6 ネルソン大尉 成人教育
- 7 ダーギン氏 青少年組織と学生活動
- 8 キーニー氏 図書館
- 9 アロウッド大佐 連絡および調査

確かにこの時点で、図書館政策は教育課の政策項目のひとつに上がっていた。そしてそれはその後も継続した。本稿で取り上げた政策文書のすべてにおいて図書館政策が取り上げられていること、また、図書館担当官が配置されていたときには各担当官の週毎の活動の記録であるウィークリーレポートに必ず報告があることから分かる。キーニーが図書館担当として配置された1946年3月からネルソンが帰国する1950年8月までの時期に、「図書館」はCIEの教育政策のひとつとして取り組まれたことになる³¹。

図書館担当官は教育課に所属し、教育改革に貢献するものであったが、教育改革においては周辺的なものとしてしか位置づけられなかった。それは、図書館政策がもともと利用者の任意の利用に基づくという点で他の政策の支援的な性格を強くもっていたからである。成人教育政策における公共図書館、高等教育政策における大学図書館、初等中等教育政策における学校図書館のようにいずれも図書館サービスはそれぞれの教育改革に間接的にしか関与しない。さらに、政治改革に関わる国立国会図書館になると教育改革とは直接の関わりをもたなくなる。CIEのなかでもCIE図書館の設置計画は情報課が担当した。このように教育使節団の派遣に対応して設けられた図書館担当官であったが、図書館行政を教育改革だけに位置づけることは困難であったということはできよう。

図書館担当官は、長くて1年半、短い場合には半年あまりで交代している。これは、たとえば隣接する事業である成人教育の担当官に1946年5月にネルソンが就任して以来1950年8月に帰国するまで一貫して彼が担当していたこととは対照的である。このようにわずか4年のあいだに担当者が何度も変わった場合に、政策の継承がど

のように行われたのかが問題になるが、途中で大きな断絶があったと考えられる。すなわち、初代のキーニーと、第2代のバーネット以降でかなりの変化があったといってよいだろう。教育政策一般としてガイドラインとなった教育使節団報告書は、キーニーによってキーニープランとして再提示された。しかしながらこのような公共図書館を中心とする政策は第2代バーネットには十分に引き継がれなかった。彼は幅広い館種にわたる図書館振興を手がけている。

引き継がれなかった理由としては、キーニーが共産主義者の疑いで解任されたことで彼の政策をそのまま引き継ぐことができなかつたことが考えられる。またこの時期、学校図書館整備の問題が突如持ち上がったこと、国立国会図書館設立の問題が同じく1947年から急に持ち上がったことなどの理由も挙げることができる。教育改革においては教育基本法、学校教育法による新しい学校制度の構築が最優先され、これが公布される1947年春まではそれ以外の制度については手つかずであった。憲法改正を受けて国会の改革が取り組まれるのも同じ時期である。

GHQ/SCAP 全体のなかで図書館政策は、占領の準備期や占領初期よりも中期以降において重視されるようになったということができる。他の制度改革の支援的位置づけにある図書館政策が日本占領政策の骨格ができるこの時期に動き出すのは、当然のこととも言える。これらは図書館担当官の発意によって実施されたのではなく、むしろかれらは側面から支援するという態度に終始した。

C. 担当官以外の関係者

図書館政策は、図書館担当官のみの仕事であったわけではない。すでに述べたように、学校図書館の振興には、中等教育担当で教育課のなかでも中心的な役割を務めた人物の一人であるオズボーンの働きかけが大きかったと考えられる。さらに、占領中期以降、大学図書館に関してイールズ、フィルムライブラリーに関してジャドソンが大きな役割を果たした。また、国立国会図書館の設立には民政局国会課長ウィリアムズが貢献すること大であった。

さらに、米国本土からの図書館関係者の来日が重要である。重要なものだけでも、第一次教育使節団のカーノフスキー、『学校図書館の手引き』編纂の助言を行ったグラハム、農林省図書館の再組織を助言するために来日したショウ (Ralph R. Shaw)、国立国会図書館設立の使節のクラップ、ブラウン、国立国会図書館サービスの

アドバイスと図書館学校設置の調査のための2度来日したダウンズ、第5期第6期 IFEL の図書館学講習の主任講師を務めたエイカーズ (Susan Akers)、JLS の初代校長として来日したギトラー (Robert Gitler) などがある¹。このなかで政策の提示者としては、カーノフスキー、クラップ、ブラウン、ダウンズが重要であるが、すでに論じられているのでここでは省略する。

大学図書館については、教育課の政策として明示的なかたちで示されることはまれであった。これは第IV章の最後に触れたように、大学改革そのものが不十分なかたちでしか行われなかつたことによると考えられる。

そのなかで、学術体制について、いくつかの使節団がわが国を訪問し勧告を行っており、図書館についても言及している例がいくつかある。学術顧問団 (1947)、人文科学顧問団 (1948)、工業教育顧問団 (1951) はいずれも学術研究や大学における教育体制についての勧告を行っており、いずれも図書館の整備についても触れている²。

とくに注目すべきは、1948年10月に来日したライシャワー (Edwin Reischauer) ハーヴァード大学助教授を団長とする人文科学顧問団である。報告書のなかで人文社会科学研究における図書館資料の重要性を前提にして、日本の講座を中心とする資料の蓄積状況を批判し、公開利用と総合目録による相互協力の原則にたつ大学図書館の充実について詳細に主張している³。さらにこの人文科学顧問団のメンバーだったデューク大学哲学教授スタルネーカ (Luther W. Stalnaker) が1950年4月に再来日し、京都学芸大学にてCIEとの通訳折衝に携わった同大学図書館事務長大佐三四五と会談した際に、大学図書館の振興、大学図書館員の地位向上について種々協議した。これにより CIE から文部省への「高等教育の改善に関する勧告」(1951年7月)において大学図書館改善の勧告にかなりの力が入れられることになった⁴。しかしながら、教育改革に旧帝国大学関係者の協力を必要とした CIE は国立大学組織の根本的改革には手をつけることはできず、国立大学図書館の組織や人事体制の根本的な変革はできないままに、日本側の自主性に委ねたということができる。

D. おわりに

GHQ/SCAP は間接統治の体制を選択した。通常は日本側の自主性に任せる方針をとったが、重要な政策については日本の行政官庁に強力な指導を行った。占領初期の農地改革、財閥解体、民主化のための五大指令、憲法制定、占領後期のドッジラインやシャウプ税制勧告など

がその典型である。教育政策でも教職追放指令、教育勅語の廃止、戦後最初の歴史教科書『くにのあゆみ』の編集などにはCIEの担当官がかなりの介入を行っている。

GHQ/SCAPが図書館分野において比較的力を入れた政策と考えられるのは、CIE図書館の設立、国立国会図書館の成立、『学校図書館の手引き』の編集、JLSの設立などに限られる。CIE図書館の設立を除くと、これらの政策は占領中期から後期にかけて取り組まれたものであり、図書館担当官が直接担当しないものであった。このように、図書館を振興するというコンセプトは占領期全体を通じて存在したが、それを実施するための政策としては一貫したものを欠如させたまま占領は終了を迎えることになる。

*

本研究は、1998-1999年度文部省科学研究費補助金国際学術研究「戦後図書館政策に対する米国図書館思想及び実践の影響過程についての実証的研究」の成果の一部である。

注・参考文献

第Ⅰ章

- 1) 根本彰〔研究代表者〕『占領期図書館研究の課題』東京大学大学院教育学研究科図書館情報学研究室、1999.
- 2) 裏田武夫・小川剛『図書館法成立史資料』日本図書館協会、1968.

第Ⅱ章

- 1) 竹前栄治『占領戦後史—対日管理政策の全容』双柳社、1980. p.18-26.
- 2) "Japan: The Postwar Objectives of the United States in Regard to Japan," PWC-108 b (CAC-116 b), 4-May-1944. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)
- 3) 鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房、1983, p.6-9.
- 4) "Civil Affairs Handbook on Japan: Section 15: Education," O.S.S./State Department Intelligence and Research Reports, 23-June-1944. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)
- 5) 鈴木, *op. cit.*, p.38-46. 1945年10月17日のGHQ/SCAP一般命令第14号により、CIEの任務に“美術品、古器物、文化財、宗教上の作品、図書館、博物館、公文書保管庫、宗教建築物および歴史的記念物の保護、保存、救出あるいはその処分に関する事項について、総司令官に勧告を作成すること”が追加された。
- 6) 土持ゲーリー法一『米国教育使節団の研究』玉川大学出版部、1991. p.38-43.
- 7) *Ibid.*, p.41, 48-55.
- 8) *Ibid.*, p.95-98. なお「試案パンフ」の作成目的は、極東委員会の日本視察と部内の研究に役立てるためであった(鈴木, *op. cit.*, p.97.)。
- 9) 児玉三夫訳『日本の教育—連合国軍資料』明星大学出版部、1983. p.19-232.
- 10) 今まど子「CIE インフォメーション・センターの図書館サービスについて: デボジット編」『図書館学会年報』第42巻, 1

号, 1996. p.14. なお、原田栄利子「占領期におけるGHQ/SCAPの図書館政策について」『静岡女子大学紀要』no.22, 1990. p.96.にCIE図書館の一覧表が掲載されている。また、CIE図書館に関する回想として、金子量重ほか「在日外国図書館(2)-CIE図書館(座談会)」「びぶろす」vol.33, no.8, 1982. p.1-24. がある。

- 11) キーニーが1946年春の時点 GSの一員であったことは、当時 GS次長のケーディスが証言している(竹前栄治『日本占領—GHQ高官の証言』中央公論社、1988. p.87-88.)。
- 12) 土持, *op. cit.*, p.93-95. ただし、おそらくこの時期にキーニーがGSからCIEへ移る話が進められていたためであろう、キーニーの名前は括弧付きで記されている。彼がCIEの正規の課員となるのは、1946年3月のことである(井上恵美子「アメリカ対日教育使節団報告書と占領期社会教育政策の形成」『日本占領と社会教育2』大空社、1990. p.59.)。
- 13) 根本彰「占領初期における米国図書館関係者来日の背景」『日本図書館情報学会誌』第45巻, 1号, 1999. p.4.
- 14) 鈴木, *op. cit.*, p.158-161.に使節団の活動日程表が掲載されている。
- 15) 土持, *op. cit.*, p.124-146.
- 16) 『海外学術研究調査: 報告書—米国教育使節団に関する総合的研究(戦後教育改革資料10)』国立教育研究所、1991. p.19-102. に使節団報告書の日本語訳が掲載されている。
- 17) Letter from Emily Woodward to George D. Stoddard, 10-Apr-1946. *Emily B. Woodward Papers* (国立教育研究所図書室所蔵マイクロフィルム), ウッドワード文書については、『海外学術研究調査: 報告書—占領期日本教育に関する在米資料の調査研究(戦後教育改革資料6)』国立教育研究所、1988. p.88-93.(鈴木英一執筆)
- 18) 土持, *op. cit.*, p. 62. 293-294.
- 19) 井上恵美子, *op. cit.*, p.61-63. なお、なぜウッドワードが所属の異なる委員会に報告を行ったのかは明らかでない。
- 20) 使節団報告書の作成過程におけるカーノフスキイの役割は明らかでない。今まど子によれば、カーノフスキイは約160件の著作を残しているものの、教育使節団への参加に関する著作はなく、日本の図書館についての彼の考えを知る手がかりが残されていない(今まど子「日本占領と図書館」『中央大学文学部社会学科紀要』no.2, 1992. p.6.)。なお、カーノフスキイの使節団への選考過程については、根本, *op. cit.*, p.3-6.を参照。
- 21) ルイーズ・ロビンズ『検閲とアメリカの図書館—知的自由を擁護するアメリカ図書館協会の闘い—1939-1969年』川崎良孝訳、日本図書館研究会、1998. p.27-30.
- 22) 今まど子「アメリカ教育使節団の贈物(資料)」『中央大学文学部社会学科紀要』no.6, 1996. p.121-125. なお、同じ論文のp.125-150に1949年3月の時期における、使節団の贈り物図書のうちの児童図書539冊分のリストが挙げられている。
- 23) 土持, *op. cit.*, p.90, 150-151.
- 24) Letter from Emily Woodward to Leon Carnovsky, 9-May-1946. *Emily B. Woodward Papers* (国立教育研究所図書室所蔵マイクロフィルム) なお、同じ手紙の中でウッドワードは、自分の著した『フォーラム・ハンドブック』が日本への「贈り物」に適するのならば、ぜひ2, 3冊を送りたいと述べている。
- 25) 土持, *op. cit.*, p.132.に日本側教育家委員のリストが載せられている。戦前に長く東京大学附属図書館長を務めた姉崎正治は、1945年10月時点で委員のひとりに考えられていたが、1946年2月には名前が消えている。
- 26) *Ibid.*, p.188.
- 27) *Ibid.*, p.190-199.
- 28) *Ibid.*, p.197.
- 29) 根本, *op. cit.*, p.4. また、マイラムはスティーヴンスが図書館に関する豊富な知識をもっていることに感銘を受けたと述べている(Gary E. Kraske, *Missionaries of the Book*, Greenwood

- Press, 1985, p.51.)。
- 30) 土持, *op. cit.*, p.114-115.
- 31) 裏田武夫・小川剛『図書館法成立史資料』日本図書館協会, 1968. に収録されている。
- 32) *Ibid.*, p.434.
- 33) キーニーがカリフォルニア州の制度を範としたことに関しては、彼が州立大学図書館長としてほぼ10年間を過ごしたモンタナ州でもこの制度が採用されていたこと、およびカリフォルニア州立図書館のエディ (Harriet Eddy) 女史と親交のあったことが影響を与えたと考えられる ("Program for More Library Service at Less Cost," 1948, p.15. *Keeney Papers* 71 157, Box. no.2, Folder 2:3 (カリフォルニア大学バークレー校バンクロフト図書館所蔵)).
- 34) *Ibid.*, p.1.

第Ⅲ章

- 1) この文書は、Gary H. Tsuchimochi, ed., *Educational Reform in Japan 1954-1952*, Part II, Congressional Information Service and Maruzen, 1990.の 1-I-140 に収められている。
- 2) "Mark Taylor Orr Papers," *Ibid.*, Part II (解説書) : p.v-vi.
- 3) 印刷不鮮明の為、Central Library か Central Libraries か、判読不可能。ただしここで論じられている中央図書館とは、本の購入と分類・目録やカタログの作成といった作業の集中化を引き受ける、図書館業務の効率化の為の国内で唯一の機関である。
- 4) 極めて類似する four-fold program という言葉が、*Reorganization of the Japanese Public Library System-II* (注5 参照) にもある。しかしこの「4部からなる基礎的なプログラム」の指すものは明らかではない。
- 5) Phillip O. Keeney, "Reorganization of the Japanese Public Library System-I," *Far Eastern Survey*, vol.17, no.2, Jan.28, 1948. と Phillip O. Keeney, "Reorganization of the Japanese Public Library System-II," *Far Eastern Survey*, vol.17, no.3, Feb. 11, 1948. 同文書は、裏田武夫・小川剛『図書館法成立史資料』日本図書館協会, 1968, p.419-4に収められている。
- 6) キーニーは1947年4月8日に、教育課長補佐であったファー (Edward H. Farr) にあてて、その後キーニー・プランと呼ばれることになる「日本のための統合的図書館サービス」の計画文書を提出している。付された手紙には、その計画は第一次教育使節団のカーノフスキ (Leon Carnovsky) や日本人図書館員との会話の結果として生まれたものであるとしている。(裏田武夫・小川剛, *ibid.*, p.433-438.)
- 7) 当時の CIE 初等教育担当官はヘファナン (Helen Heffernan) であり、中等教育担当官はオズボーン (Monta L. Osborne) である。
- 8) 1947年になって、CIE は学校図書館に関する指導を具体的に開始した。同年3月、オズボーンは、深川恒喜 (文部省) と会見している。そして、グラハムとオズボーンの指導と援助の下に、『学校図書館の手引き』の編集がはじまった。(深川恒喜「学校図書館運動の展望」『図書教育』第1巻, 第1号, 1949, p.20-21.)
- 9) 同文書は、Hideo Satow, Eiichi Suzuki, and Gary H. Tsuchimochi, eds., *Educational Reform in Japan 1954-1952*, Part I, Congressional Information Service and Maruzen, 1990.の 2-B-4 に収められている。
- 10) "Mark Taylor Orr Papers," *op. cit.*
- 11) 「日本教育制度改革に関する政策」(FEC-092/2) を指すと思われる。鈴木英一は、本文書が戦後日本の教育改革に有する意義重要性を指摘している。(鈴木英一「連合軍の対日占領教育政策」『講座日本教育史』『講座日本教育史』編集委員会編, 第一法規出版, 1984, p.248-253.)
- 12) 4枚の写真は、「図書館」と題されており、左上の写真には「雑

誌は魅力的である」、右上には「開架は許されていない」、左下には「学校の読書室」、右下には「米国教育使節団の子供の本の贈り物」と説明が付されている。

- 13) 学校教育法施行規則 (文部省令) では、「学校では、別に定める設置基準に従い、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。」と規定された。
- 14) 社会科実施の為に学校図書館の建設を行った例が多いことは、当時を生きた人々の証言に明らかである (『全国 SLA 創立30周年記念座談会：全国 SLA 結成の頃』『学校図書館』362号, 1980年12月, p.11-24.ほか)
- 15) CIE 図書館は、人口20万以上の17の市に設置することが計画され、それは1948年10月までに達成された。(今まだ子「CIE インフォメーション・センターの図書館サービスについて - 九州編 -」『図書館学会年報』第41巻, 第2号, 1995, p.67-80.)
- 16) "Libraries in Japan-Special Report, 29-Mar. 1947," *Trainor Collection* Reel 12, 218-239.
- 17) 同文書は、CIE records Box No.5359, Folder (9): 337, Sheet No. (A) 2986-2991. と、*Trainor Collection*, Reel 33, 163 に見つかる。
- 18) "Libraries," *Education Division Weekly Report*, 13 January, 1948.
- 19) 1948年12月30日付けのウイーカリー・レポートでは、再建中の東京高等師範学校と付属小学校の図書館を、モデル図書館にする計画が論じられている。("Libraries," *Education Division Weekly Report*, December 30, 1948.)
- 20) 大矢一人の実験学校についての研究により、コア・カリキュラム、社会科、視聴覚教育、PTA などと並ぶ教育課題として、学校図書館を実験学校の扱うべきテーマとする県があったことが分かる (『占領下における実験学校設置の状況とその意義』『広島大学教育学部紀要』第1部, 第38号, 1990, p.33-43.)
- 21) バーネットが全く公共図書館の経験を持たなかったことが、派遣の際に米国側で不安点として挙げられていたという。(根本彰「占領期における米国図書館関係者来日の背景：ALA ほかの一次資料に基づいて」『日本図書館情報学会誌』第45巻, 第1号, 1999, p.1-16.)
- 22) 同文書は、Gary H. Tsuchimochi, eds., *op. cit.*, Part II の 1-I-136 に収められている。
- 23) 前掲書、裏田武夫・小川剛 *op. cit.*, p.73.
- 24) 横山道子の研究は、CIE 図書館政策におけるネルソンの果たした役割に注目している (『占領期日本の公共図書館法制化をめぐる諸問題』『研究集録』東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室, 第24号, 1993, p.1-11.) この他、社会教育の分野での研究でも、ネルソンの図書館政策に多少の言及がある (小川利夫・新海英行編『GHQの社会教育政策』や『社会教育研究紀要』名古屋大学教育学部社会教育研究室, 第5号, 1986. 所収の各論文) また、ネルソン自身の博士論文にも注目すべきであろう。(J.M.ネルソン著・新海英行監訳『占領期日本の教育改革』大空社, 1990 (日本占領と社会教育1).)

第Ⅳ章

- 1) 根本彰「占領初期における米国図書館関係者来日の背景 - ALA ほかの一次資料に基づいて」『日本図書館情報学会誌』第45巻, 第1号, 1999, p.11.
- 2) 裏田武夫・小川剛『図書館法成立史資料』日本図書館協会, 1968, p.75-86.
- 3) 根本, *op. cit.*, p.11-12.
- 4) この文書は、Hideo Satow, Eiichi Suzuki, and Gary H. Tsuchimochi, eds., *Educational Reform in Japan 1954-1952*, Part I, Congressional eds., Information Service and Maruzen, 1990.の 2-B-8 に収められている。
- 5) 佐藤夕起「CI&Eによる第二次米国対日教育使節団計画の展

- 開－来日までの経緯を中心として（上）』『教育学雑誌』（日本大学教育学会誌）no.22, 1988, p.51.
- 6) 土持ゲーリー法－『新制大学の誕生－戦後私立大学政策の展開』玉川大学出版部, 1996. p.225-226.
 - 7) 佐藤, *op. cit.*, p.55.
 - 8) 矢治佑起（佐藤夕起）「CIEによる第二次米国対日教育使節団計画の展開－来日までの経緯を中心として（下）』『教育学雑誌』（日本大学教育学会誌）no.23, 1989, p.55-56.
 - 9) CIEは映画上映による啓蒙活動を積極的に進め、都道府県立図書館を「フィルムライブラリー」としてその拠点とした。図書館関係のCIE映画としては、よく知られている「格子なき図書館」（1950年12月より上映）のほか、「アメリカの国立図書館」、「CIE図書館」、「図書館の宝索」、「ぼくらの夢」、「書物だけでなく」というタイトルがあったという（阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』風間書房, 1983. p.685-742.）。
 - 10) 矢治, *op. cit.*, p.60-61.
 - 11) おののおのの経歴については以下を参照した。ハーケネス：片上宗二「K. M. HarknessとJ. C. Trainorについて：わが国における社会科成立史資料」『社会科研究』no.29, 1981, p.39-41.
ジャドソン：大佐三四五「米国図書館人の足跡(3)」「土」no.23, 1952, p.13. スタルネーカ：ハリー・レイ（勝岡寛次訳）「教育課長の個性並びに人生観が教育課の組織及び教育改革に及ぼした影響」『戦後教育史研究』no.8, 1992, p.36. ルアナ・ボーラス：『海外学術研究：報告書－占領期日本教育に関する在米資料の調査研究（戦後教育改革資料6）』国立教育研究所, 1988, p.94-95.（佐藤秀夫執筆）
 - 12) "Report of the Second U. S. Education Mission to Japan." Hideo Satow et al. eds. *op. cit.*, Part I, 2-A-6.
 - 13) 大橋基博「第二次米国対日教育使節団報告書の成立事情」鈴木英一編『教育改革と教育行政』勁草書房, 1995, p.115.
 - 14) 鈴木英一ほか「米国対日教育使節団報告書の成立事情に関する総合的研究」『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』vol.31, 1984, p.265-271.（中嶋哲彦執筆）
 - 15) 『第二次教育使節団報告書』の訳は、伊ヶ崎暁生・吉原公一郎編著『米国教育使節団報告書他（戦後教育の原典2）』現代史出版社, 1975, p.121-142に収録されたものを参照した。以下同じ。
 - 16) *Mission and Accomplishments of the Occupation in the Civil Information and Education Fields*, CIE, 1950.1, p.5.(Hideo Satow et al. eds. *op. cit.*, 2-B-7.)
 - 17) Hideo Satow et al. eds. *op. cit.*, 2-B-9.
 - 18) 『戦後教育改革資料6』*op. cit.*, p.98.（鈴木英一執筆）
 - 19) 前記『日本教育の発展』では200,000ドル分となっているが、どちらの数値が正しいかは不明である。
 - 20) Eells, Walter C. "Improvement of Higher Education in Japan," *Higher Education*, vol.8, no.11, 1952, p.127-130. (Gary H. Tsuchimochi, ed., *Educational Reform in Japan 1954-1952*, Part II, Congressional Information Service and Maruzen, 1996. 1-B-26.)
 - 21) 『戦後教育改革資料6』*op. cit.*, p.54.（鈴木英一執筆）Hideo Satow et al. *op. cit.*, Part I, 2-B-10.
 - 22) Hideo Satow et al. *op. cit.*, Part I, 2-B-11.『教育（GHQ日本占領史第20巻）』土持法一解説、訳、日本図書センター, 1996.
 - 23) 荒敬『『GHQ日本占領史』底本解説』『GHQ日本占領史序説（GHQ日本占領史第1巻）』竹前栄治解説、竹前・今泉真理訳、日本図書センター, 1996, p.59-60.
 - 24) H.E.ワイルズ『東京旋風』井上勇訳、時事通信社, 1954, p.254-273. なお、『GHQ日本占領史』の原本は当初は部外秘扱いされたが、1965年に43巻が、1971年に残り12巻が米国国立公文書館により公開された（荒, *op. cit.*, p.60-61.）。
 - 25) CHS文書の“Estimated Time Requirements to Bring Monographs Year Current.” (no date) および“Monograph Activity.” (no date) (ともにフィッシュ番号CHS(A)03266, 国立国会図書館憲政資料室ならびに東京大学附属総合図書館所蔵)を参照。これらはいずれも『GHQ日本占領史』各巻の進捗状況を示したものだが、教育の巻については、前者では“Assigned”的項で、後者では“Remarks”的項で、ともに“Methered”的名が記されている。
 - 26) 『教育（GHQ日本占領史第20巻）』*op. cit.*, p.176-180.
 - 27) 塩見昇『日本学校図書館史』全国学校図書館協議会, 1986, p.170-171.
 - 28) 国立国会図書館法第22条は支部上野図書館が“できる限り速やかに、東京都に移管”されると定めていたが、同条は1994年に改正され、移管の規定はなくなった。
 - 29) 久保義三・土持法一「教育改革－戦後民主教育の幕開け」袖井林二郎・竹前栄治編『戦後日本の原点－占領史の現在（上）』悠思社, 1992, p.338-343.
 - 30) GHQ内部では、CIEが高等教育の領域に関し独自の決定を行うことができない立場にあった。すなわち、CIEが人文科学を中心とした大学教育改革を指向したのに対し、経済科学局は経済復興を重視しつつ自然科学中心の大学教育改革を打ち出したのであり、この両者の対立は特に大きかった。その他、医療・公衆衛生方面では公衆衛生福祉局が、林業・農業・漁業等方面では天然資源局が関与していた。一方、CIE内部では、1947年3月に高等教育顧問に着任したイールズが2年制の専門学校の充実を主張し、これまで4年制大学を検討してきたCIE教育課を混乱に陥らせた（土持『新制大学の誕生』*op. cit.*, p.59-62.）。

第V章

- 1) 根本彰 「占領初期における米国図書館関係者来日の背景－ALA文書ほかの一次資料に基づいて」『日本図書館情報学会誌』第45巻, 第1号, 1999, p. 3-4.
- 2) "Report of Education Division staff meeting, 9 August 46." (Gary H. Tsuchimochi, ed., *Educational Reform in Japan 1954-1952*, Part II, Congressional Information Service and Maruzen, 1996. 1-K-173.)
- 3) 教育課ウイークリーレポートの分析によると、図書館についての独立した報告は1946年の6月14日から始まり、途中中断はあるが、1949年8月25日まで続いている。また、ネルソンが兼務していた時期には成人教育の項目で図書館について触れられている。古賀崇編『Joseph C. Trainor Collection目録』『占領期図書館研究の課題』東京大学大学院教育学研究科図書館情報学研究室, 1999, p.93-99.
- 4) このなかでカーノフスキ、グラハムについては、根本*op. cit.*を参照。ショーは「農林省管下の研究所試験場の研究・調査・実験等の報告書を網羅的に集め一大研究資料センター設置」するのに助言すべく、1947年4月に来日した。（『国立国会図書館支部図書館外史』支部図書館館友会 1970, p.14.）クラップ、ブラウン、ダウンズについては『国立国会図書館三十年史』国立国会図書館, 1978, を参照。エイカーズについても情報は少ない。とりあえず、大佐三四五「米国図書館人の足跡(3)」「土」, 23号, 1952, p.14を参照。ギトラーについては最近自伝が発表され詳しくたどることができるようになった。Michael Buckland (ed.) *Robert Gitler and the Japan Library School: An Autobiographical Narrative by Robert L. Gitler*, Scarecrow Press, 1999.
- 5) 概要は、中山茂「サイエンス・ミッションズの来日」中山茂ほか編『通史日本の科学技術 1占領期1945-1952』学陽書房, 1995, p.122-131.
- 6) "Report of the United States Cultural Science Mission to Japan," *Trainor Collection*, Roll 65, p.31-33.
- 7) 大佐三四五「米国図書館人の足跡(2)」「土」, 21号, 1952, p.12-14.